

DISM SIM通信サービス基本約款

第8版

令和4年 7月 1日

ダイワボウ情報システム株式会社

目 次

第1章 総則	1
第1条 約款の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 用語の定義	1
第2章 通信サービスの種類	6
第4条 通信サービスの種類	6
第5条 サービス区域	6
第3章 契約	7
第6条 契約の単位	7
第7条 契約申込の方法	7
第8条 契約申込の承諾	7
第9条 契約者確認の取り扱い	7
第10条 契約者識別番号	8
第11条 契約者の氏名等の変更	8
第12条 契約者の地位の承継	9
第13条 契約に基づく譲渡の禁止	9
第14条 契約者が行う契約の解除	9
第15条 当社が行う契約の解除	9
第16条 その他の提供条件	9
第4章 付加機能	10
第17条 付加機能の提供	10
第18条 付加機能の廃止	10
第19条 付加機能の利用の一時中断	10
第20条 地位の承継があった場合の取り扱い	10
第5章 SIMカード	11
第21条 SIMカードの貸与	11
第22条 契約者識別番号その他の情報の登録等	11
第23条 SIMカードの情報消去及び返還	11
第24条 SIMカードの管理責任	12
第25条 SIMカード暗証番号	12
第6章 利用中止および利用の停止	13
第26条 利用中止	13
第27条 利用停止	13
第7章 通信	15
第28条 通信の種類	15
第29条 インターネット接続サービスの利用	15
第30条 通信の条件	15
第31条 相互接続に伴う通信	15
第32条 国際アウトローミング・国際電話サービスの利用等	15
第33条 通信利用の制限等	15
第34条 通信の利用を制限する措置	16
第35条 通話サービス	17
第36条 国際電気通信事業者等への情報通知	17
第37条 通話サービスのための電話番号付与	17
第38条 通話サービス固有の禁止事項	17
第39条 通信利用の制限など	18
第40条 その他通信利用の制限等	18
第41条 指定接続先との通信利用の制限等	18
第8章 料金等	19
第1節 料金及び工事に関する費用	19
第42条 料金及び工事に関する費用	19

第2節	料金等の支払義務	19
第43条	基本使用料等の支払義務	19
第44条	通信料の支払義務	19
第45条	解除料の支払義務	20
第46条	初期契約解除の取扱い	20
第47条	手続きに関する料金の支払義務	20
第48条	付帯に関する料金の支払い義務	21
第49条	ユニバーサルサービス料の支払義務	21
第49条の2	電話リレーサービス料の支払義務	21
第50条	窓口支払手数料の支払義務	21
第51条	督促手数料の支払義務	21
第52条	工事費の支払義務	21
第3節	料金の計算及び支払	21
第53条	料金の計算方法等	21
第54条	期限の利益喪失	22
第4節	預託金	22
第55条	預託金	22
第56条	買い戻しによる預託金の充当	22
第5節	割増金及び延滞利息	23
第57条	割増金	23
第58条	遅滞利息	23
第9章	保守	24
第59条	契約者の維持責任	24
第60条	契約者の切分責任	24
第61条	修理又は復旧の順位	24
第10章	付随サービス	26
第62条	付帯サービス	26
第63条	請求書の発行	26
第64条	支払証明書の発行	26
第65条	利用明細書の発行	26
第11章	損害賠償	27
第66条	責任の制限	27
第67条	免責	27
第12章	雑則	28
第68条	承諾の限界	28
第69条	無線事業における利用の禁止	28
第70条	利用に係る契約者の義務	28
第71条	電気通信事業者等への情報の通知	29
第72条	契約者に係る情報の利用	29
第73条	発信者番号通知	29
第74条	種類の変更	29
第75条	是正措置	29
第76条	不可抗力	29
第77条	サービスの終了	30
第78条	法令に規定する事項	30
第79条	閲覧	30
第80条	合意管轄裁判所	30
第81条	準拠法	30
料金等の適用		31
別表		37
別記		40
料金表		44

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このDISM SIM通信サービス基本約款（以下「この約款」といいます。）を定め、これによりDISM SIM通信サービス（当社がこの約款以外の契約約款等を定め、これにより提供するものを除きます。）を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、合理的と認められる範囲でこの約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、この約款を変更する場合は、変更後の約款の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

3 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法によりその内容を説明します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

	用語	用語の意味
1	電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2	電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3	電気通信事業者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者
4	電気通信回線	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え又は受ける回線
5	電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
6	通話	音声その他の音響を、電気通信回線を通じて送り、または受ける通信
7	データ通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信
8	電話網	主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
9	データ通信網	データ通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
10	インターネット接続サービス	電気通信設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービス
11	DISM	当社が提供する電気通信サービス、DIS mobileの略称
12	DISM SIM通	携帯電話事業者が提供する電気通信サービスを使用して当社が

	信サービス	提供する電気通信サービス
13	DISM KDDI	当社がKDDIの提供するデータ通信網を使用して、DIS mobile Powered by KDDIとして提供するDISM SIM通信サービス
14	DISM SBM	DIS mobile Powered by SBMとして当社が提供するDISM SIM通信サービス。SBMの「ソフトバンクモバイル(E) データ通信サービス契約約款」ならびに「3G通信サービス契約約款」「4G通信サービス契約約款」(に基づき提供する回線を当社が借り受け、当社が電気通信事業者としてお客様へ提供する電気通信サービス。 SBM約款 : http://www.softbank.jp/mobile/legal/articles/
15	DISM JCI	DIS mobile Powered by JCIとして当社が提供するDISM SIM通信サービス。日本通信のbモバイル利用規約に基づき提供される回線を当社がMVNOとして借り受け、お客様へ提供する電気通信サービス。
16	bモバイル利用規約	電気通信サービスに関して、日本通信が定めDISM JCIの契約者に適用される利用条件の一つ。なお、その詳細は下記より確認できます。URL : https://www.bmobile.ne.jp/support/agreement.html
17	DISM I I J	当社がインターネットイニシアティブの提供するデータ通信網を使用してDIS mobile Powered by I I Jとして当社が提供するDISM SIM通信サービス
18	DISM UM	当社がU-NEXTの提供するデータ通信網を使用してDIS mobile Powered by U-mobileとして当社が提供するDISM SIM通信サービス。 この約款には本サービスは掲載せず、別に定める「DIS mobile Powered by U-mobileサービス約款」に従う。URL : https://www.dismobile.jp/agreement/pdf/umobile_yakkan.pdf
19	DISM LTE (a)	当社がKDDIのデータ通信網を使用して、DIS mobile LTE (a)として提供するDISM SIM通信サービス。この約款には本サービスは掲載せず、別に定める「DIS mobile LTE (a) 通信サービス契約約款」に従う。URL : https://www.dismobile.jp/agreement/pdf/ltea_yakkan.pdf
20	サービス取扱所	(1) DISM SIM通信サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりDISM SIM通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所
21	DISM SIM契約	当社からDISM SIM通信サービスの提供を受けるための契約
22	DISM SIM契約者	当社とDISM SIM契約を締結している者

23	協定事業者	当社または特定携帯電話事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者または事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）
24	特定携帯電話事業者	ソフトバンク株式会社、株式会社NTTドコモおよびKDDI株式会社
25	特定事業者約款	特定携帯電話事業者が定めるLTE約款およびWIN約款、3G通信サービス約款、4G通信サービス約款
26	LTE約款	特定携帯電話事業者（KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のau（LTE）通信サービス契約約款
27	WIN約款	特定携帯電話事業者（KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のau（WIN）通信サービス契約約款
28	au（LTE）通信サービス	特定携帯電話事業者（KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のLTE約款に定めるau（LTE）通信サービス
29	au（WIN）通信サービス	特定携帯電話事業者（KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のWIN約款に定めるau（WIN）通信サービス
30	3G通信約款	特定携帯電話事業者（ソフトバンク株式会社に限ります。）のソフトバンク3Gサービス契約約款
31	4G通信約款	特定携帯電話事業者（ソフトバンク株式会社に限ります。）のソフトバンク4Gサービス契約約款
32	3G通信サービス	特定携帯電話事業者（ソフトバンク株式会社に限ります。）の3G通信サービス約款に定めるソフトバンク3G通信サービス
33	4G通信サービス	特定携帯電話事業者（ソフトバンク株式会社に限ります。）の4G通信サービス約款に定めるソフトバンク4G通信サービス
34	中継サービス	電気通信番号規則第5条または第10条第3号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス
35	携帯電話サービス	電気通信番号規則第9条第3号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス
36	携帯電話事業者	特定携帯電話事業者および携帯電話サービスを提供する協定事業者
37	移動無線装置	DISMSIM契約に基づいて、陸上（河川、湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用される無線送受信装置
38	端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
39	無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、または受けるためのDISMSIM通信サービス契約の提供元となる特定携帯電話事業者の電気

		通信設備
40	SIMカード	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社がDISM SIM通信サービスの提供のために契約者に貸与するもの
41	au ICカード	当社がDISM SIM通信サービス（DISM KDDI）の提供のために契約者に貸与するSIMカード
42	USIMカード	当社がDISM SIM通信サービス（DISM SBM）の提供のために契約者に貸与するSIMカード
43	音声SIM	当社がDISM SIM契約者に貸与するSIMカードのうち、通話とデータ通信の両方を利用できるSIMカード
44	データSIM	当社がDISM SIM契約者に貸与するSIMカードのうち、データ通信に限り利用できるSIMカード
45	端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年1月26日総務省令第15号）第3条で定める種類の端末設備の機器
46	自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
47	契約者回線	DISM SIM契約に基づいて携帯電話事業者の無線基地局設備とDISM SIM契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
48	KDDI相互接続点	KDDI株式会社がLTE約款以外の契約約款等（契約約款、料金表その他の電気通信サービスの提供条件を定める契約をいいます。以下同じとします。）により提供する電気通信サービス（au（WIN）通信サービスを除きます。）に係る電気通信設備とau（LTE）通信サービスに係る電気通信設備との間の接続点
49	ソフトバンク相互接続点	ソフトバンク株式会社が4G通信サービス契約約款以外の契約約款等（契約約款、料金表その他の電気通信サービスの提供条件を定める契約をいいます。以下同じとします。）により提供する電気通信サービス（3G通信サービスを除きます。）に係る電気通信設備と4G通信サービスに係る電気通信設備との間の接続点
50	他社相互接続点	当社または特定携帯電話事業者と当社以外または特定携帯電話事業者以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点。
51	契約者回線など	（1）契約者回線および契約者回線にパケット通信網を介して接続される電気通信網であって、当社または協定事業者が必要に応じ設置する電気通信設備 （2）相互接続点
52	契約者識別番号	電気通信番号規則に規定する電気通信番号または契約者回線を識別するための英字若しくは数字の組み合わせ
53	料金月	1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間

54	付加機能	DISM SIM通信サービスに付随するサービスとして、別表に記載するサービスで、かつ、DISM SIM契約者から利用の請求に基づき当社が提供を承諾したい場合、DISM SIM契約者に提供するサービス
55	DISM SIMパッケージ	DISM SIM通信サービスにつき、当社所定の期間利用できる権利を、譲渡可能とするため書面等にしたもの
56	アクセスポイント/APN	特定携帯電話事業者が設置する電気通信設備のひとつで、DISM SIM契約者がデータ通信を実施するにあたり使用する端末機器から電気通信設備への接続先
57	ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金および負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
58	電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年総務省令第110号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
59	消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
60	各クレジット会社	DISM SIM通信サービスに係る料金債権を当社が債権譲渡する会社で、DISM SIM通信契約者がDISM SIM通信サービス料金の支払いに、利用する会社（各クレジット会社名は、別記14のとおりです）
61	電子メール	メッセージデータ、電子メール又は文字メッセージを配信する方法（以下、「電子メール等」といいます。）
62	eSIM	丸紅ネットワークソリューションズが提供する伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用して、インターネットプロトコルによる相互通信等をSIMプロファイルの形態を用いて提供するサービス
63	DISM eSIM MNETS	当社が丸紅ネットワークソリューションズの提供するデータ通信網を使用してDIS mobile eSIM Powered by 丸紅ネットワークソリューションズとして当社が提供するDISM SIM通信サービス

第2章 通信サービスの種類

(通信サービスの種類)

第4条 DISM SIM通信サービスは、当社が無線基地局設備とDISM SIM契約者が指定する移動無線装置（当社が貸与するSIMカードを装着することにより、当社が指定する方式により伝送交換を行うためのものに限り、）との間に電気通信回線を設定して、音声またはデータ通信を行うサービス

2 DISM SIM通信サービスの種類は、料金表第1（基本使用料）に記載のとおりとします。

(サービス区域)

第5条 DISM SIM通信サービスのサービス区域は、携帯電話事業者が定める特定事業者約款に記載されています。

第3章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、1の契約者回線ごとに1のDISM SIM契約を締結します。この場合、DISM SIM契約者は、1のDISM SIM契約につき1人に限ります。

(契約申込の方法)

第7条 DISM SIM契約の申し込みをするときは、契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の方法にて申し込みを行うものとします。

- 2 前項の申し込みは、個人の場合は満20歳以上に限ります。法人の申し込みにおいては、当社が別に定める方法によります。

(契約申込の承諾)

第8条 当社は、DISM SIM契約の申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱い上余裕がないとき又は当社の業務の遂行上支障があるときは、その申し込みの承諾を延期することがあります。

- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) DISM SIM契約の申し込みをした者がDISM SIM通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (2) 第7条(契約申込の方法)に基づき申し込まれた内容に虚偽または不実の内容があるとき。
- (3) DISM SIM契約の申し込みをした者が、第27条(利用停止)各号の規定のいずれかに該当し、DISM SIM通信サービスの利用を停止されたことがあるまたはDISM SIM契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) DISM SIM契約の申し込みをした者が、当社が提供するDISM SIM通信サービス以外のサービスの利用を停止されたことがある又はDISM SIM通信サービス以外のサービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- (5) 第70条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) 個人の申し込みにおいて、DISM SIM契約の申し込みをした者の当社と締結している他のDISM SIM契約の数の合計が3以上であるとき。
- (7) 申込者が指定したクレジットカードの名義人と異なるとき。
- (8) DISM SIM契約の申し込みをした者が、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正利用の防止に関する法律(平成17年法律第31号。以下「携帯電話不正利用防止法」といいます。)第10条の規定に違反して通話可能端末設備等(携帯電話不正利用防止法に定めるものをいいます。以下同じとします。)を貸与したものと当社が認めたとき。
- (9) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (10) 事由の如何を問わず携帯電話事業者が承諾しないとき。

(契約者確認の取り扱い)

第9条 当社は、携帯電話不正利用防止法の規定に基づき、DISM SIM契約者に対して、契約者確認(携帯電話不正利用防止法第9条に定める契約者確認をいいます。以下同じとしま

す。)を行うことがあります。この場合においては、DISM SIM契約者は、当社の定める期日までに、当社が別に定める方法により契約者確認に応じていただきます。

(契約者識別番号)

第10条 DISM SIM通信サービスの契約者識別番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めま
す。なお、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するも
のではありません。

2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、DISM SIM通信
サービスの契約者識別番号を変更することがあります。

3 当社は、DISM SIM通信サービスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめ
そのことをDISM SIM契約者に通知します。

(契約者の氏名等の変更)

第11条 DISM SIM契約者は、契約者連絡先(氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電
話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先をいいます。以下同じとします。)に変
更があったときは、そのことを速やかにDISM SIM通信サービスの契約事務を行うサ
ービス取扱所に当社所定の方法により届け出ていただきます。

2 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示してい
ただくことがあります。

3 DISM SIM契約者は、第1項の届出を怠ったことにより、当社がそのDISM SI
M契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であ
っても、通常その到達すべき時にそのDISM SIM契約者が通知内容を了知したものと
して扱うことに同意していただきます。

4 DISM SIM契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約
者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。

5 当社は、契約者連絡先に宛てて送付した書面が当社に返戻されるその他の理由により、届
出のあった契約者連絡先が事実と異なるものであると判断した場合、以後、書面による通知
等を行わないこととします。

6 5に該当する場合であって、当社が書面による通知等を行わないこととしたときは、当社
は、その契約者回線への架電その他の当社が別に定める方法により通知等を行います。この
場合において、その契約者回線に提供する留守番伝言機能またはその契約者回線に接続され
た端末設備に内蔵された留守番電話機能等に通知等を録音するまたは電子メールその他の方
法により、DISM SIM契約者がその通知等を受領しうる状態にしたときは、DISM
SIM契約者がその通知等を実際に受領したか否かにかかわらず、その通知等はDISM
SIM契約者に到達したものと取り扱うことに同意していただきます。

7 当社は、当社がその契約者回線について第27条(利用停止)に基づくDISM SIM通
信サービスの利用の停止又は第15条(当社が行う契約の解除)に基づく契約の解除を行う
場合であって、書面及び6のいずれの方法によっても通知等を行うことができないときは、
これらの規定にかかわらず、通知を省略します。

8 DISM SIM契約者は、1の届出を怠った、又は当社に事実と異なる届出を行った場
合、当社がその契約者連絡先に係る情報に基づいて通知等を行ったことに起因する損害につ
いて、当社が一切責任を負わないことに同意していただきます。

(契約者の地位の承継)

第12条 相続又は法人の合併若しくは分割によりDISM SIM契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、そのDISM SIM通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 4 DISM SIM契約者は、第1項の届出を怠った場合には、第11条(契約者の氏名等の変更の届出)第3項から第6項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

(契約に基づく譲渡の禁止)

第13条 DISM SIM契約者がDISM SIM契約に基づいて契約者回線の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(契約者が行う契約の解除)

第14条 DISM SIM契約者は、DISM SIM契約を解除しようとするときは、あらかじめ、当社所定の方法により、契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

(当社が行う契約の解除)

第15条 当社は、第27条(利用停止)の規定によりDISM SIM通信サービスの利用を停止されたDISM SIM契約者がなおその事実を解消しない場合は、そのDISM SIM契約を解除することがあります。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社はDISM SIM契約者が第27条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、DISM SIM通信サービスの利用停止をしないでそのDISM SIM契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、そのDISM SIM契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめDISM SIM契約者に通知します。ただ、緊急でやむを得ない場合はこの限りではありません。
- 4 前3項の規定にかかわらず、当社は、DISM SIM契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにそのDISM SIM契約を解除することがあります。
- 5 前4項の規定にかかわらず、当社は携帯電話事業者からの連絡に基づきそのDISM SIM契約を解除することがあります。

(その他の提供条件)

第16条 DISM SIM契約に係るその他の提供条件については、別記17に定めるところによります。

第4章 付加機能

（付加機能の提供）

第17条 当社は、DISM SIM契約者から請求があったときは付加機能を提供します。その取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その請求を承諾しないことがあります。

- （1）付加機能の提供を請求したDISM SIM契約者がDISM SIM通信サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- （2）付加機能の提供を請求したDISM SIM契約者が第27条（利用停止）の規定によりDISM SIM通信サービスの利用停止をされている、又は当社が行うDISM SIM契約の解除を受けたことがあるとき。
- （3）付加機能の提供を請求したDISM SIM契約者が本条第2項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
- （4）付加機能の提供を請求したDISM SIM契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
- （5）付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
- （6）事由の如何を問わず携帯電話事業者が承諾しないとき。

（付加機能の廃止）

第18条 当社は、次のいずれかに該当するときは、その付加機能を廃止します。

- （1）契約の解除があったとき。
- （2）DISM SIM契約者から付加機能の廃止の申し出があったとき。
- （3）携帯電話事業者が付加機能の全部または一部を廃止したとき。
- （4）その他当社が必要と判断したとき。

（付加機能の利用の一時中断）

第19条 当社は、別記17（DISM SIM通信サービスの利用の一時中断）に規定する契約者回線の利用の一時中断を行ったときは、付加機能の利用の一時中断（付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないことをいいます。以下同じとします。）を行います。

（地位の承継があった場合の取り扱い）

第20条 当社は、付加機能を提供している契約者回線について、DISM SIM契約者の地位の承継があった場合であって、別表に別段の定めがあるときは、その付加機能を廃止します。

第5章 SIMカード

(SIMカードの貸与)

第21条 当社は、DISM SIM契約者に対し、SIMカードを貸与します。この場合において、貸与するSIMカードの数は、1のDISM SIM契約につき1とします。

- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するSIMカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことをDISM SIM契約者に通知します。
- 3 eSIMはSIMプロファイルの形態を用いて貸与し、これをSIMカード相当として取扱います。本項以降、eSIMを含めSIMカードと記載します。

(契約者識別番号その他の情報の登録等)

第22条 当社は、次の場合に、当社の貸与するSIMカードに契約者識別番号その他の情報の登録等を行います。

- (1) SIMカードを貸与するとき。
- (2) その他、当社のSIMカードの貸与を受けているDISM SIM契約者から、そのSIMカードへの契約者識別番号その他の情報の登録などを要する請求があったとき。
- 2 当社は、前項の規定によるほか、第10条(契約者識別番号)第2項の規定により契約者識別番号を変更する場合は、契約者識別番号その他の情報の登録などを行います。
- 3 当社は、当社または携帯電話事業者の電気通信設備を修理または復旧するときは、暫定的にその契約者識別番号を変更することがあります。契約者識別番号を変更する場合は、契約者識別番号その他の情報の登録などを行います。

(SIMカードの情報消去及び返還)

第23条 当社は、次の場合には、当社のDISM SIM契約者に貸与するSIMカードに登録された契約者識別番号その他の情報を、当社が別に定める方法により消去します。

- (1) そのSIMカードの貸与に係るDISM SIM契約の解除があったとき。
- (2) その他、SIMカードを利用しなくなったとき。
- (3) 当社が別に定めるサービスの種類の変更を行なったとき。
- 2 当社のau ICカードの貸与を受けているDISM SIM契約者は、前項の各号に該当する場合、当社の指示に従ってそのau ICカードに切れ込みを入れ、これを破棄していただきます。
- 3 前項の規定によるほか、第21条(SIMカードの貸与)第2項の規定により、当社がau ICカードの変更を行った場合、DISM SIM契約者は、変更前のau ICカードに切れ込みを入れ、これを破棄していただきます。
- 4 当社のUSIMカードの貸与を受けているDISM SIM契約者は、第1項の各号に該当する場合、そのUSIMカードを当社が別に定める方法により、当社が指定するサービス取扱所へ速やかに返還していただきます。なお、DISM SIM契約者がUSIMカードを当社に返還する際にDISM SIM契約者の私物(以下「契約者私物」といいます。)が同梱されていた場合であって、当社に契約者私物が届いてから90日以内にDISM SIM契約者から契約者私物の返却を求める通知がないときには、当社は契約者私物を廃棄できるものとします。(ただし、契約者私物の返却を求める通知があった場合でも、返却の求めに応じられない場合があります。)
- 5 前項の規定によるほか、第21条(SIMカードの貸与)第2項の規定により、当社がUSIMカードの変更を行った場合、DISM SIM契約者は、変更前のUSIMカードを

返還するものとします。

(SIMカードの管理責任)

第24条 当社のSIMカードの貸与を受けているDISM SIM契約者は、そのSIMカードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

- 2 当社のSIMカードの貸与を受けているDISM SIM契約者は、SIMカードについて盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
- 3 当社は、第三者がSIMカードを利用した場合であっても、そのSIMカードの貸与を受けているDISM SIM契約者が利用したものとみなして取り扱います。
- 4 当社は、SIMカードの盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害などについて、責任を負わないものとします。

(SIMカード暗証番号)

第25条 DISM SIM契約者は、当社が別に定める方法により、SIMカードに、SIMカード暗証番号（そのSIMカードを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。）を登録することができます。この場合において、当社からそのSIMカードの貸与を受けているDISM SIM契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、そのDISM SIM契約者が登録を行ったものとみなします。

- 2 DISM SIM契約者は、SIMカード暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

第6章 利用中止および利用の停止

(利用中止)

第26条 当社は、次の場合には、DISM SIM通信サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社または携帯電話事業者の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第33条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
 - (3) 特定の契約者回線から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、またはふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、当社は、その契約者回線について、その料金月におけるDISM SIM通信サービスの利用が著しく増加し、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると認めた場合は、一時的にDISM SIM通信サービスの利用を中止することがあります。この場合において、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が判断した事由が解消されたときは、その利用の中止を解除します。
- 3 当社は、前2項の規定によりDISM SIM通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをその契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第27条 当社は、DISM SIM契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間（そのDISM SIM通信サービスに係る料金等その他の債務が支払われるまでの間とします）、そのDISM SIMの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
- (2) DISM SIM通信サービスに係る契約の申し込みに当たって、事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 第11条（契約者の氏名等の変更）の規定に違反若しくは届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (4) DISM SIM契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のDISM SIM通信サービスに係る料金その他の債務またはDISM SIM契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務（その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (5) 第9条（契約者確認の取り扱い）（第16条（その他の提供条件）において準用する場合を含みます。）の規定に違反したとき。
- (6) DISM SIM契約者がそのDISM SIM通信サービスまたは当社と契約を締結している他のDISM SIM通信サービスの利用において第70条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (7) 契約者回線に端末設備または自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (8) 別記5若しくは別記6の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだときまたはその検査の結果、技術基準等（別記1に規定する技術基準および技術的条件をいいます。以下同じとします。）に適合していると認められない端末設備若しくは自営電気通

信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。

(9) 別記7、別記8、別記9 または別記10の規定に違反したとき。

(10) 第53条(預託金)に規定する預託金を預け入れないとき。

(11) 支払手段として指定されているクレジットカードを使用することができなくなったとき。

(12) 特定携帯電話事業者から当該契約者識別番号の利用停止の通知が当社にあったとき

- 2 当社は、本条の規定によりDISM SIM通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間をそのDISM SIM契約者に通知します。ただし、本条第6号の規定により、DISM SIM通信サービスの利用を停止する場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第7章 通信

(通信の種類)

第28条 DISM SIM契約者が利用できる、DISM SIM通信サービスには次の種類があります。

種類	内容
通話	電気通信回線を通じて音声その他の音響を送り、または受ける通信
データ通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信

(インターネット接続サービスの利用)

第29条 DISM SIM契約者は、インターネット接続サービスを利用することができます。

- 2 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

(通信の条件)

第30条 契約者回線との間の通信は、その契約者回線に接続されている移動無線装置が第5条（サービス区域）に規定するサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

(相互接続に伴う通信)

第31条 ソフトバンク相互接続点およびKDDI相互接続点との間の通信は、特定携帯電話事業者が定めた通信に限り行うことができます。

- 2 他社相互接続点との間の通信は、相互接続協定などに基づき当社または特定携帯電話事業者が定めた通信に限り行うことができます。
- 3 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止もしくは相互接続協定の解除または協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他網相互接続通信（この約款で提供するDISM SIM通信サービス以外の電気通信サービスに係る電気通信設備における通信をいいます。以下同じとします。）を行うことはできません。

(国際アウトローミング・国際電話サービスの利用等)

第32条 DISM SIM通信サービスでは、特定事業者約款で規定されている国際に係る通信サービスは利用することはできません。

(通信利用の制限等)

第33条 当社または特定携帯電話事業者は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置を執ることがあります。

- (1) 次に掲げる機関が使用しているDISM SIM通信サービス（当社または携帯電話事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信

の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線などへの通信を中止する措置を含みます。）

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記2に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

(2) 特定の相互接続点への通信の利用を制限する措置

(通信の利用を制限する措置)

第34条 前条の規定による場合のほか、当社または携帯電話事業者は、DISM SIM契約者へ事前の通知をすることなく次の通信利用の制限を行うことがあります。

(1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間または特定地域の契約者回線などへの通信の利用を制限すること。

(2) 契約者回線を当社が別に定める一定時間以上継続して保留し当社の電気通信設備を占有する等、その通信がDISM SIM通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。

(3) 当社または携帯電話事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が当社の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、または他の契約者回線に対する当社のDISM SIM通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。

(4) DISM SIM契約者が別記3に規定する禁止行為を行った場合に、その通信の切断または制限を行うこと。

2 当社または携帯電話事業者は、前項の規定による場合のほか、当社または携帯電話事業者が別に定める形式のデータについて、圧縮その他DISM SIM通信サービスの円滑な提供に必要な措置を行うことがあります。

3 当社または携帯電話事業者はDISM SIM契約者の契約者回線から行った通信に関して、次の措置を執ることがあります。

(1) 当社または携帯電話事業者が別に定める通信プロトコルまたは通信ポートに係る通信

等を制限する措置

- (2) 当社または携帯電話事業者が別に定めるデータファイルの圧縮及び一部削除並びに送受信を制限する措置
- (3) 一定時間内に大量または多数の通信があったと当社または携帯電話事業者が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用または中止する措置
- (4) 一定時間内に長時間の通信があったと当社または携帯電話事業者が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限または中止する措置
- (5) セッションの設定が長時間継続されたら当社または携帯電話事業者が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限または中止する措置
- (6) 同一セッション内に大量の通信があったら当社または携帯電話事業者が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限または中止する措置

(通話サービス)

第35条 DISM SIM契約の申込みで、通話サービスの利用を希望し、当社が利用を承諾したDISM SIM契約者に対して、通話サービス及び通話オプションサービスを提供します。

- 2 通話サービス及び通話オプションサービス利用の詳細な条件は、本章及び別記に定めるところに従います。

(国際電気通信事業者等への情報通知)

第36条 当社は、国際電気通信事業者等から請求があったときは、利用者の氏名、住所、電話番号および生年月日等を当該事業者に通知することがあります。

(通話サービスのための電話番号の付与)

第37条 当社は、通話サービスの利用者に対し、通話サービスを利用するための電話番号を定め、1つの契約回線に対して1つ付与します。

- 2 通話サービスの利用者は、通話サービスを利用するための電話番号の変更を請求することはできません。

(通話サービス固有の禁止事項)

第38条 通話サービスの利用者は、通話サービスを利用するにあたり、別記3に規定する禁止行為に加えて、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 故意に多数の不完了呼(通信の相手先に応答前に発信を取りやめることをいいます)を発生させ、又は連続的に多数の呼を発生させるなど、通信のふくそうを生じさせるおそれのある行為。
- (2) 第三者または当社に迷惑・不利益を及ぼす行為、通話サービスに支障をきたすおそれのある行為、通話サービスの運営を妨げる行為。
- (3) 通話サービスの利用において、本人の同意を得ることなく不特定多数の第三者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用いて、商業的宣伝や勧誘などの通信を行う行為または商業的宣伝や勧誘などを目的とした回線への発信を誘導する行為。
- (4) 通話サービスの利用において、自動電話ダイヤリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用いて、第三者が嫌悪感を抱くまたはその恐れのある通信をする行為。

(通信利用の制限など)

第39条 第30条(通信の条件)、第33条(通信利用の制限等)および第34条(通信の利用を制限する措置)の規定は、通話サービスに準用します。

(その他通信利用の制限等)

第40条 当社は、第33条(通信利用の制限等)および第34条(通信の利用を制限する措置)によるほか、当社または携帯電話事業者が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断しまたは代金債務(立替払等に係る債務を含みま
す。)の履行が為されていないと判断して、当社の電気通信設備(携帯電話事業者の電気通
信設備を含みます。)に所定の登録を行った端末設備が契約者回線に接続された場合、その
契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

(指定接続先との通信利用の制限等)

第41条 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止
するために、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断
した児童ポルノ画像および映像などを掲載するWebサイト(児童ポルノアドレスリストに
基づきます。)について、DISM SIM契約者が当該Webサイトを閲覧する場合に、事
前に通知することなく、当該Webサイトの閲覧を制限する場合があります。

2 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情
報についても閲覧できない状態に置く場合があります。

3 本条第1項および第2項の規定によりDISM SIM契約者の利用に何らかの不利益が生
じた場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

(注) 本条に規定する閲覧できない状況に置くとは、児童ポルノ画像などを閲覧できなくす
るよう、アクセスしようとする通信を強制的に遮断する措置を示しています。

(注) 本条に規定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体とは、一般社団法人インター
ネットコンテンツセーフティ協会とします。また、児童ポルノアドレスリストとは、一
般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリ
ストとします。

第8章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第42条 DISM SIM通信サービスに係る料金は、料金等の適用に規定する基本使用料、通信料、解除料、手続きに関する料金、付帯サービスに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料とします。

- 2 DISM SIM通信サービスの工事に関する費用は、料金等の適用に規定する工事費とします。
- 3 DISM SIMパッケージに係る料金他の請求については、この約款のほか別途当社が定めるところに従うものとします。

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料等の支払義務)

第43条 DISM SIM信契約者は、そのDISM SIM契約に基づいて当社が契約者回線、付加機能の提供を開始した日から起算してDISM SIM契約の解除又は廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日）について、料金等の適用に規定する基本使用料または付加機能使用料の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、利用停止等によりDISM SIM通信サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
 - (1) DISM SIM契約者は、利用の一時中断をしたときは、その期間中の料金の支払いを要します。
 - (2) DISM SIM契約者は、利用停止があったときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。
 - (3) 前号の規定によるほか、DISM SIM契約者は、次の場合を除いて、DISM SIM通信サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
DISM SIM契約者の責めによらない理由によりDISM SIM通信サービスを全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのDISM SIM通信サービスについての料金

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(通信料の支払義務)

第44条 DISM SIM契約者は、その契約者回線（当該契約者回線のDISM SIM契約者以外の者が行った通信を含みます。）について、当社または携帯電話事業者が測定した通信時間、情報量又は通信回数と料金等の適用の規定に基づいて算出した通信料の支払いを要します。

(解除料の支払義務)

第45条 DISM SIM契約者は、料金表第1の規定に該当する場合には、料金表第3(解除料)に規定する料金の支払いを要します。

- 2 前項の場合において、当社は、事業法施行規則第22条の2の3第2項に規定する通知を行う場合、DISM SIM契約者が料金表第3(解除料)1(適用)(1)本文の規定による契約解除料の適用除外の適用を受ける期間を、あらかじめ電子メール等により通知します。この場合において、通常、DISM SIM契約者が当該電子メール等を受信すべきときに、DISM SIM契約者に到達したものとみなします。
- 3 前項の規定にかかわらず、当社が電子メール等を送信できないと判断したDISM SIM契約者に対しては、書面により通知します。

(初期契約解除の取扱い)

第46条 DISM SIM契約者は、新たな料金契約(以下「新規契約」といいます。)又は既に締結されている料金契約の一部の変更を内容とする契約(以下「変更契約」といい、新規契約と併せて「対象契約」といいます。)を締結したときは、事業法施行規則第22条の2の7第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、その契約書面(事業法第26条の2第1項の規定に基づき当社がDISM SIM契約者に交付する書面(同条第2項の規定により提供するものを含みます。)をいいます。以下同じとします。)を受領した日又は契約者回線の提供を開始した日(変更契約にあつては、その効力を発した日とします。)のいずれか遅い日から起算して8日を経過するまでの間に、当社に対して書面(はがき又は封書その他の紙媒体であつて、対象契約を特定するために必要な情報が記載されたものに限ります。)を発した場合に限り、事業法第26条の3の規定に基づき対象契約の解除(以下「初期契約解除」といいます。)を行うことができます。この場合、その書面の発送等に要する費用は、DISM SIM契約者に負担していただきます。

- 2 初期契約解除は、DISM SIM契約者が前項の書面を発した時に効力を生ずるものとします。
- 3 DISM SIM契約者は、新規契約の初期契約解除を行ったときは、その解除までに提供されたDISM SIM通信サービスの料金契約に係る別表で定める料金(事業法施行規則第22条の2の9第1号の規定に基づき算定した額とします。)及び登録料以外の料金等の支払いを要しません。
- 4 当社は、変更契約の初期契約解除があつたときは、速やかにそのDISM SIM通信サービスを変更前の状態に復するものとします。この場合、DISM SIM契約者は、その変更契約が効力を発した日に遡って、変更前の契約に基づき算出した料金その他の債務の支払いを要します。
- 5 DISM SIM契約者は、第3項の規定に基づき支払いを要する額について、支払期日を経過してもなお支払いがないときには、第56条(延滞利息)の規定にかかわらず、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年6%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。
- 6 DISM SIMパッケージについては本条の適用は除外となります。

(手続きに関する料金の支払義務)

第47条 DISM SIM契約者は、DISM SIM通信サービスに係る契約の申し込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金等の適用に規定する手続きに関する料金の支払を要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあつたときは、この限りではありません。この場合において、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(付帯に関する料金の支払い義務)

第48条 DISM SIM契約者は、DISM SIM通信サービスに係る付帯サービスの申し込みに要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金等の適用に規定する付帯に関する料金の支払を要します。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第49条 DISM SIM契約者は、料金等の適用に規定する料金(事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。)の支払いを要します。

- 2 当社は、ユニバーサルサービス料の日割りは行わず、契約者回線の提供の開始があったときは当該月分のその料金を請求するものとします。
- 3 DISM SIM契約者は、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社がユニバーサルサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。

(電話リレーサービス料の支払義務)

第49条の2 DISM SIM契約者は、料金月の末日が経過した時点でDIS通信サービスの提供を受けていたときは、料金表第1表第8(電話リレーサービス料)に規定する電話リレーサービス料の支払いを要します。

- 2 当社は、電話リレーサービス料の日割りは行わず、契約者回線の提供の開始があったときは当該月分のその料金を請求するものとします。
- 3 DISM SIM契約者は、電話リレーサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社が電話リレーサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。

(窓口支払手数料の支払義務)

第50条 DIS契約者は、当社が払込票(当社が指定する店舗において料金等を支払う際に必要となる書面をいいます。以下同じとします。)を発行したときは、料金表第6(窓口支払手数料)に規定する窓口支払手数料の支払いを要します。

(督促手数料の支払義務)

第51条 DIS契約者は、当社又は料金回収会社が督促通知(料金その他の債務の支払いを求める行為であって、当社が行う会員契約の解除の予告を伴うものをいいます。以下同じとします。)を行った場合に、その支払期日を経過してもなお支払いがなかったときは、料金表第7(督促手数料)に規定する督促手数料の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第52条 DISM SIM契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金等の適用に規定する工事費の支払いを要します。ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、DISM SIM

契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算及び支払

(料金の計算方法等)

第53条 料金の計算方法並びに料金及び工事費の支払方法は、料金等の適用に定めるところによります。

(期限の利益喪失)

第54条 DISM SIM契約者は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、この約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

- (1) DISM SIM契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。
 - (2) DISM SIM契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。
 - (3) DISM SIM契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
 - (4) DISM SIM契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。
 - (5) DISM SIM契約者の所在が不明であるとき。
 - (6) DISM SIM契約者が預託金を預け入れないとき。
 - (7) その他DISM SIM契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。
- 2 DISM SIM契約者は、前項第2号から第4号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかにDISM SIM通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。
- 3 DISM SIM契約者は、本条第1項各号に定める事由のいずれかに該当した場合、当社はこの約款に基づく料金その他の債務の全てについて回収代行会社を通じて請求することがあること、ならびに、DISM SIM契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号、メールアドレス及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が各回収代行会社に提供することにつきあらかじめ同意するものとします。

第4節 預託金

(預託金)

第55条 DISM SIM契約者は、次の場合には、DISM SIM通信サービスの利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

- (1) DISM SIM契約の申し込みの承諾を受けたとき。
 - (2) 第27条(利用停止)第1項第1号又は第4号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。
- 2 預託金の額は、1契約あたり10万円以内で当社が別に定める額とします。
- 3 預託金については、無利息とします。

- 4 当社は、そのDISM SIM契約の解除等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。
- 5 当社は、預託金を返還する場合に、DISM SIM契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

(買い戻しによる預託金の充当)

第56条 当社又は、料金回収会社が請求した料金その他の債務について、DISM SIM契約者が支払期日を経過してもなお支払わなかった場合であって、そのDISM SIM契約者が当社に預託金を預け入れているときは、その債権(その額が預託金よりも大きいときは、預託金と同額分とします。)を料金回収会社から買い戻し、その額に預託金を充当することがあります。

第5節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第57条 DISM SIM契約者は、料金または工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(遅滞利息)

第58条 DISM SIM契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第9章 保守

(契約者の維持責任)

第59条 DISM SIM契約者は、端末設備または自営電気通信設備を、技術基準および技術的条件（昭和60年郵政省令第31号）などに適合するよう維持していただきます。

- 2 前項の規定のほか、DISM SIM契約者は、端末設備（移動無線装置に限ります。）または自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第60条 DISM SIM契約者は、端末設備または自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社または携帯電話事業者の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、DISM SIM契約者から要請があったときは、当社は、DISM SIM通信サービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果をDISM SIM契約者に通知します。
- 3 当社は、前項の試験により当社または携帯電話事業者が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備または自営電気通信設備にあったときはDISM SIM契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第61条 当社は、当社または携帯電話事業者の電気通信設備が故障し、または滅失した場合は、速やかに修理し、または復旧するものとします。ただし、24時間未満の修理または復旧を保証するものではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、当社の提供した電気通信設備が故障し、または滅失した場合に、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第33条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。この場合において、第1順位および第2順位の電気通信設備は、同条第1号の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの

	電力の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記2に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

- 3 携帯電話事業者の電気通信設備が故障し、または滅失した場合の修理または復旧の取り扱いについては、該当する携帯電話事業者の特定事業者約款に準ずるものとします。

第10章 付随サービス

(付随サービス)

第62条 当社は、DISM SIM契約者にDISM SIM通信サービスに係る付随サービスを提供します。その取扱いについては、第63条乃至第65条に定めるところによります。

(請求書の発行)

第63条 当社は、DISM SIM契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、書面により請求書（DISM SIM契約者がDISM SIM契約に基づき支払いを要する額を記載したものに限り、）を発行します。ただし、そのDISM SIM契約者がDISM SIM契約を締結していない場合またはDISM SIM通信サービスに係る料金等の支払方法としてクレジットカード決済を指定している場合は、この限りではありません。

2 DISM SIM契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金等の適用に規定する手数料の支払いを要します。

3 DISM SIM契約者は、料金等の適用の規定によりDISM SIM契約に係る料金等の支払方法として銀行振込を指定したときは、同時に第1項の請求を行ったものとみなして取り扱うことに同意していただきます。

(支払証明書の発行)

第64条 当社は、DISM SIM契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その支払証明書（そのDISM SIM契約者に係る料金その他の債務が既に支払われた旨の証明書をいいます。以下同じとします。）を発行します。

2 DISM SIM契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金等の適用に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

(利用明細書の発行)

第65条 当社は、DISM SIM契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その利用明細書（そのDISM SIM契約者に係る料金の通知をいいます。以下同じとします。）を発行します。

2 DISM SIM契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金等の適用に規定する手数料の支払いを要します。

第 1 1 章 損害賠償

(責任の制限)

第 6 6 条 当社は、DISM SIM通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのDISM SIM通信サービスが全く利用できない状態（そのDISM SIM契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのDISM SIM契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、DISM SIM通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのDISM SIM通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金等の適用のうち、基本使用料として規定する料金

(2) 料金等の適用のうち、通信料として、規定する料金（DISM SIM通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均データ通信料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金等の適用の規定に準じて取り扱います。

4 当社は、DISM SIM通信サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(免責)

第 6 7 条 当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

2 当社は、DISM SIM通信サービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、DISM SIM契約者が使用若しくは所有している端末機器の改造または交換等を要することとなった場合であっても、その改造または交換等に要する費用については負担しません。

第12章 雑則

(承諾の限界)

第68条 当社は、DISM SIM契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その請求をしたDISM SIM契約者にその理由を通知します。ただし、この約款に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(無線事業における利用の禁止)

第69条 DISM SIM契約者は、この約款により提供を受ける契約者回線について、自ら又は他の電気通信事業者が行う無線事業（事業法施行規則に定める公衆無線LANアクセスサービス、携帯電話又はPHSに係る電気通信事業をいいます。以下同じとします。）の用に供してはならないものとします。

(利用に係る契約者の義務)

第70条 DISM SIM契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 端末設備（移動無線装置に限ります。）または自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときまたは端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - (4) 端末設備若しくは自営電気通信設備又はSIMカードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出しし、変更し、又は消去しないこと。
 - (5) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様でDISM SIM通信サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。なお、別記3に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。
 - (6) 位置情報（端末設備の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。）を取得することができる無線機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
 - (7) DISM SIM通信サービスを利用するために必要となる端末機器については、DISM SIM契約者が自己の費用と責任において維持すること。
- 2 DISM SIM契約を通じて提供したSIMカードによる通信は、すべてDISM SIM契約者が利用したものとみなします。
 - 3 DISM SIM契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。
 - 4 DISM SIM契約者が第1項の規定に違反したと当社が認めたときは、その契約者回線

の契約者識別番号及び契約者の義務に違反した旨等をそのDISM SIM契約に係る携帯電話事業者に通知することがあります。

(電気通信事業者等への情報の通知)

第71条 DISM SIM契約者は、第14条(契約者が行う契約の解除)又は第15条(当社が行う契約の解除)の規定に基づきDISM SIM契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、他の電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日及び支払状況等の情報(DISM SIM契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限り、)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

(契約者に係る情報の利用)

第72条 当社は、DISM SIM契約者に係る氏名若しくは名称、連絡先の電話番号、メールアドレス、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社または協定事業者等の電気通信サービスに係る契約の申し込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等又は協定事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、DISM SIM通信サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、DISM SIM契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(発信者番号通知)

第73条 契約者回線からの通話モードまたはSMS(契約者識別番号を用いて文字、数字および記号等からなるメッセージをいいます。以下同じとします。)送信については、その契約者回線の契約者識別番号を着信者の契約者回線又は相互接続協定に基づく相互接続点へ通知します。ただし、通話について発信者がこの取り扱いを拒む場合は、この限りではありません。

(種類の変更)

第74条 DISM SIM契約者は、その利用するDISM SIM通信サービスを料金表第1に定めた料金種別は、相互間の変更はできません。

(是正措置)

第75条 当社は、当社において、契約者が次のいずれかに該当すると認めた場合は、契約者に対し、相当の期間を定め、当該行為の是正を求めることができます。

(1) 第70条(利用に係る契約者の義務)第1項の定めるいずれかの行為に該当するおそれのある行為。

(2) 消費者保護を目的とする法令の趣旨に照らし、消費者の誤認あるいは混同を惹起するおそれのある行為。

(不可抗力)

第76条 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、DISM SIM契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責に任じません。

- 2 前項の場合に、当該DISM SIM契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

(サービスの終了)

第77条 当社は、次の場合には、DISM SIM通信サービスを終了することがあります。

- (1) DISM SIM通信サービスを提供するための当社電気通信設備の劣化などにより、安定したDISM SIM通信サービスの提供ができない、またはできなくなるおそれがあると当社が判断したとき。
 - (2) 当社が提供する他のサービスに伴い、DISM SIM通信サービスの必要性が著しく低下したと当社が判断したとき。
 - (3) 経営上、技術上などの理由によりDISM SIM通信サービスが適正かつ正常な提供ができなくなりDISM SIM通信サービスの運営が事実上不可能になったとき。
 - (4) 携帯電話事業者のサービスが終了したとき、または当社と携帯電話事業者との契約が終了したとき。
 - (5) その他の理由でDISM SIM通信サービスが提供できなくなったとき。
- 2 当社は、前項の規定によりDISM SIM通信サービスを終了するときは、あらかじめその理由、サービスを停止する時期などをDISM SIM契約者に通知します。
 - 3 当社は、その終了するDISM SIM通信サービスをDISM SIMパッケージ（年額版）でご利用中の場合、サービスを停止する日から本来の契約が終了する日までの残日数の代替通信サービスの提供あるいは、残日数の通信料金に相当する金額を返金いたします。

(法令に規定する事項)

第78条 DISM SIM通信サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(閲覧)

第79条 この約款において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供しません。

(合意管轄裁判所)

第80条 この約款に関する訴訟については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第81条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

料金等の適用

1 料金等の設定

当社が提供するDISM SIM通信サービスの基本使用料、通信料、解除料、手続きに関する料金、付帯サービスに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び工事費に関する料金は料金表に定めるほか、当社が別に定めるところによります。

2 料金の計算方法等

- (1) 当社は、DISM SIM契約者がそのDISM SIM契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、通信料、解除料、手続きに関する料金、付帯に関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料は、料金月に従って計算するものとします。ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
- (2) 当社は、業務の遂行上やむを得ない場合は、(1)の料金月の起算日を変更することがあります。
- (3) 料金の計算は、当社が別に定め規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。ただし、料金を日割りする場合には、当社が別に定め規定する税込額に代えて、税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）を日割りした額に消費税相当額を加算した額を適用します。

3 月額料金の日割り

- (1) 当社は、次の場合が生じたときは、料金のうち月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割りします。ただし、当社が別に定める月額料金については、この限りではありません。
 - (ア) その提供開始日又は提供終了日が料金月の起算日以外の日であったとき。
 - (イ) その提供開始日と提供終了日が同一の料金月の起算日であったとき。
 - (ウ) 料金月の起算日以外の日、基本使用料の額が増加又は減少したとき。この場合、増加または減少後の基本使用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (エ) 第43条（基本使用料等の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (オ) 第53条（料金の計算方法等）の規定により料金月の起算日の変更があったとき。
- (2) 第1項の規定による基本使用料の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合において、第43条（基本使用料等の支払い義務）第2項第3号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- (3) (1)の(オ)の規定による基本使用料の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

4 料金等の支払い

- (1) DISM SIM契約者は、DISM SIM通信サービスに係る料金等の支払いについて、当社が定める期日までに、次の方法により当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
 - (ア) クレジットカード（VISA、MASTER、JCB、AMEXが利用可能です）
 - (イ) 預金口座振替（金融機関との手続きが必要です）
 - (ウ) 請求書払い（審査の結果請求書払いをお受けできない場合があります）

- (2) (1) の場合において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 当社は、DISM SIM通信サービスに係る料金等の支払いについて、次のいずれかに該当したときは、払込票の発行あるいは指定銀行口座への振込依頼を行います。この場合において、DISM SIM契約者は、(1)の規定により指定した支払方法にかかわらず、その払込票を使用してお支払あるいは指定口座への振り込みを行っていただきます。
- (ア) 口座振替に係る金融機関等の手続きが完了する前に料金等の支払いを要するとき。
- (イ) 口座振替による料金等の引き落としが2回連続で完了しなかったとき。
- (ウ) クレジットカード会社又は金融機関等によりDISM契約者の指定したクレジットカード又は支払口座の利用が停止されたことを当社が知ったとき。
- (4) DISM SIM契約者は、クレジットカード支払いの場合の料金等の債権について、当社がソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社を通じて、各クレジット会社に譲渡することを承諾していただきます。
- (5) (4)の譲渡に関して、DISM SIM契約者は、あらかじめ次の内容について同意していただきます。
- (ア) DISM SIM契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が各クレジット会社に提供すること。
- (イ) 各クレジット会社が請求した債権について、その支払期日を経過してもなお支払いがない場合に、各クレジット会社から当社へその旨の通知を受けること。
- (6) (4)の場合において、当社及び料金回収会社は、DISM SIM契約者への個別の通知または譲渡承諾の請求を省略するものとします。
- ※ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社の窓口等ではお支払いいただけませんのでご注意ください。

5 債権の買い戻し

- (1) 当社は、4(料金等の支払い)の規定により譲渡した債権について、当社が必要と判断した場合には、各クレジット会社から債権の全部又は一部を買い戻して請求できるものとします。
- (2) (1)の規定により債権を買い戻す場合には、当社および料金回収会社は、DISM SIM契約者への個別の通知または譲渡承諾の請求を省略するものとします。

6 料金等の請求

当社及び料金回収会社は、第63条(請求書の発行)に規定する場合、その他、当社または料金回収会社が必要と判断した場合を除き、書面による請求書の発行を行いません。

7 料金の一括後払い

当社は、当社に特別な事情がある場合は、DISM SIM契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

8 料金等の臨時減免

- (1) 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金等を減免することがあります。

(2) 当社は、(1)の規定により料金等の減免を行ったときは、当社の指定するホームページに掲載する等の方法により、そのことを周知します。

9 消費税相当額の加算

DISM SIM通信サービスに係る支払いを要する料金又は工事に関する費用の額は、この約款に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。なお、本条により計算された支払いを要する額は、料金等適用に規定する税込額（消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）に基づき計算した結果と異なる場合があります。

10 延滞利息

DISM SIM契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.6%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

11 端数処理

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

12 前受金

当社は、料金または工事費について、DISM SIM契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

13 基本使用料の適用

基本使用料の適用については第43条（基本使用料等の支払い義務）の規定によるほか、この料金等の適用に規定するとおりとします。

14 料金種別

- (1) 当社は、当社が別に定める料金種別（以下「料金種別」といいます。）により、基本使用料を適用します。
- (2) DISM SIM契約者は、DISM SIM通信サービスの利用に先立って、料金種別のいずれかを選択していただきます。なお、DISM SIM契約の締結と同時に端末設備を購入（当社が別に定める方法に限ります。）しないDISM SIM契約者については、当社が別に定める料金種別に限り選択することができます。
- (3) 当社は、料金種別に係る契約者回線について、DISM SIM契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるものまたは他人の通信を媒介するものと当社または携帯電話事業者が認める場合は、あらかじめ料金種別を変更する日および変更する料金種別をDISM SIM契約者に通知のうえ、当社が指定する料金種別に変更します。この場合においては、当社は、変更した料金種別を再計算し、既に支払済みの料金額との差額を、DISM SIM契約者に請求します。

15 付加機能使用料の適用

付加機能使用料の適用については、第43条（基本使用料等の支払い義務）の規定によるほか、

この料金等の適用に規定するとおりとします。

16 通信料の適用

通信料の適用については、第44条（通信料の支払い義務）の規定によるほか、この料金等の適用に規定するとおりとします。

17 通話の測定

(1)(2)以外の通話に係る通話時間は、以下のとおり測定します。

ア 通話時間は、双方の契約者回線等を接続して通話できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受信器をかける等の通話終了の信号を受けてその通話をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社（携帯電話事業者を含みます。）の機器により測定します。ただし、電話番号案内接続に係る通話に係る通話時間については、電話番号案内事業者の機器により測定します。

イ 次の時間は、アの通話時間には含みません。

(ア) 回線の故障等通話の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通話の途中に一時通話ができなかった時間

(イ) 回線の故障等通話の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通話を打ち切ったときは、その通話に適用される料金表第2（通信料）に規定する秒数に満たない端数の通話時間

(2) SMS機能を利用した文字メッセージの送信の回数は、当社（携帯電話事業者を含みます。）の電気通信設備において、当社が別に定めるところにより発信者の契約者回線からSMS機能を利用した文字メッセージの送信を示す情報を受信した回数とし、当社（携帯電話事業者を含みます。）の機器により測定します。

18 データ通信の測定

DISM SIM契約者が使用したデータ通信の情報量は、当社（携帯電話事業者を含みます。）の機器により測定します。

19 料金種別の選択に伴う通信料の適用

契約者回線から行った通信に関する料金の適用については、当社が別に定める料金種別に対応する料金額を適用します。

20 当社の機器の故障などにより通話料を正しく算定できなかった場合の取り扱い

(1) 過去1年間の実績を把握することができる場合

機器の故障などにより正しく通話料が算定することができなかった日の初日（初日が確定できなときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があつたと認められる日）を含む料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通話料が最低となる値に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(2) (1)以外のとき

把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通話料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(3) (1)の場合において特別の事情があるときは、DISM SIM契約者と協議して、その事情を参酌するものとします。

2.1 各種割引の適用

当社は、DISMSIM契約者から届け出があったときは、その契約者回線に係る基本利用料又はその契約者回線から行った通信に関する料金について、当社が別に定めるところにより選択制による割引等を適用します。ただし、割引等の適用が技術的に困難であるとき又は当社の業務の遂行上著しく支障があるときは、その割引等の適用に関するDISMSIM契約者からの届け出を承諾しないことがあります。

2.2 料金種別及び各種割引の変更など

(1) DISMSIM契約者は、料金種別の変更または適用中の割引等の変更もしくは廃止を行うときは、そのことをサービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) 当社は、DISMSIM契約者が料金種別を変更したときは、適用中の割引等の変更又は廃止を行うことがあります。

2.3 解除料の適用

解除料の適用については、第45条（解除料の支払い義務）に規定するところによります。ただし、当社が別に定める事由にDISMSIM契約者が該当する場合は、解除料の支払いを要しません。

2.4 手続きに関する料金の適用

手続きに関する料金の適用については、第47条（手続きに関する料金の支払義務）に規定するほか料金表に定めるところによります。

2.5 工事費の適用

工事費の適用については、第50条（工事費の支払義務）に規定するほか、料金表に定めるところによります。ただし、特別な作業を行う工事についての工事費の額は、別に算定する実費とします。

2.6 ユニバーサルサービス料の適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第49条（ユニバーサルサービス料の支払義務）に規定するほか、料金表に定めるところによります。

2.7 電話リレーサービス料の適用

電話リレーサービス料の適用については、第49条の2（電話リレーサービス料の支払義務）に規定するほか、料金表に定めるところによります。

2.8 付帯に関する料金の適用

付帯に関する料金の適用については、第48条（付帯に関する料金の支払義務）に規定するほか、料金表に定めるところによります。

2.9 請求書の適用

請求書の適用については、第63条（請求書の発行）に規定するほか、料金表第5付随サービスに関する料金に定めるところによります。

3.0 支払証明書の適用

支払証明書の適用については、第64条（支払証明書の発行）に規定するほか、料金表 第5付随サービスに関する料金に定めるところによります。

3.1 利用明細書の適用

利用明細書の適用については、第65条（利用明細書の発行）に規定するほか、料金表 第5付随サービスに関する料金に定めるところによります。

別表

1 付加機能

<p>(1) SMS 機能</p>	<p>ア DISM SIM通信サービスの電話番号を使用して、文字メッセージの受信または送信（当社が別に定める電気通信設備に蓄積する場合を含みます。）を行うことができる機能をいいます。</p> <p>イ SMS送信に関する料金については、SMS送信を通話とみなして、料金表第2（通信料）1（適用）1-1通話に係るもの（3）を適用します。</p>
<p>備考</p>	<p>1 本機能を利用して行う文字メッセージの受信又は送信（当社が別に定める電気通信設備との間の受信又は送信に限ります。）については、データ通信により行います。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。</p> <p>2 他社相互接続点（特定携帯電話事業者と携帯電話事業者以外の電気通信事業者との相互接続に係るものに限り、以下この欄において同じとします。）との間で受信又は送信されるSMSについては、その携帯電話事業者以外の電気通信事業者が定めるところに従ってその形式を変換する場合があります。</p> <p>3 他社相互接続点へのSMS送信については、その協定事業者の定めるところにより行えない場合があります。</p> <p>4 DISM SIM契約者は、その契約者回線の電話番号を通知しない場合、本機能を利用してSMSを送信することはできません。</p> <p>5 当社は、本機能を利用した場合に生じたSMS等の破損若しくは滅失による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>6 蓄積したSMSは、当社が別に定める時間経過後、消去します。</p> <p>7 機能の利用の中止等があったときは、蓄積されているメッセージデータが消去されることがあります。この場合、消去されたメッセージデータの復元はできません。</p> <p>8 本機能は第18条（付加機能の廃止）（2）及び第20条（地位の承継があった場合の取り扱い）は適用となりません。</p> <p>9 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p> <p>ア DISM KDDIに係る内容</p> <p>（1）その日において本機能を利用して行った文字メッセージの送信の回数が、200回を超えたことを当社が確認した場合、それ以降その日においてその契約者回線から本機能を利用して文字メッセージの送信を行うことはできません。</p> <p>（2）（1）に定める回数を超えて文字メッセージの送信が行われた場合であっても、DISM SIM契約者は、その料金の支払いを要します。</p> <p>（3）本機能を利用して受信又は送信されるSMSについては、そのSMS長又はその契約者回線に接続している移動無線装置の種類に応じて、分割して受信又は送信されることがあります。</p> <p>（4）（3）に定める場合において、そのSMSの受信又は送信は、1</p>

		<p>の受信又は送信として取り扱います。ただし、当社が別に定める移動無線装置を利用したSMSの受信又は送信は、分割後の文字メッセージ数の受信又は送信として取り扱います。</p> <p>(5) DISM SIM契約者は、当社が別に定める方法により、次のSMSの受信を行わないようにすることができます。</p> <p>① 他社相互接続点からのSMS</p> <p>② 国際SMS</p> <p>イ DISM SBMに係る内容</p> <p>(1) DISM SBMはメッセージデータ機能、蓄積通知機能、メッセージデータ変換機能、国際メッセージデータ変換機能、迷惑メール防止機能、なりすまし電子メール着信拒否機能、URL付電子メール配信拒否機能及び指定受信拒否機能は利用できません。</p> <p>ウ DISM JCIに係る内容</p> <p>(1) DISM JCIはメッセージデータ機能、蓄積通知機能、メッセージデータ変換機能、国際メッセージデータ変換機能、迷惑メール防止機能、なりすまし電子メール着信拒否機能、URL付電子メール配信拒否機能及び指定受信拒否機能は利用できません。</p> <p>エ DISM I I Jに係る内容</p> <p>(1) DISM I I Jは料金表第1-1(適用) - (3)(基本使用料の料金種別の選択) - ア(2)に係る料金種別が年額のサービスはメッセージデータ機能、蓄積通知機能、メッセージデータ変換機能、国際メッセージデータ変換機能、迷惑メール防止機能、なりすまし電子メール着信拒否機能、URL付電子メール配信拒否機能及び指定受信拒否機能は利用できません。</p> <p>オ DISM UMに係る内容</p> <p>(1) 別に定める「DISmobile Powered by Umobileサービス約款に従う。</p> <p>URL :</p> <p>https://www.dismobile.jp/agreement/pdf/umobile_yakkan.pdf</p> <p>カ DISM eSIM MNETSに係る内容</p> <p>(1) DISM eSIM MNETSはメッセージデータ機能、蓄積通知機能、メッセージデータ変換機能、国際メッセージデータ変換機能、迷惑メール防止機能、なりすまし電子メール着信拒否機能、URL付電子メール配信拒否機能及び指定受信拒否機能は利用できません。</p>
(2) テザリング利用機能	ア	<p>当社が別に定める方法により、移動無線装置を他の電気通信設備に接続して行うデータ通信であって、当社が移動無線装置内に指定した接続先との間のデータ通信を行うことができる機能をいいます。</p> <p>イ データ通信は料金表第2(通信料) 1(適用) 1-1データ通信に係るもの(4)を適用します。</p>
	備考	<p>(1) DISM SIM通信サービスの契約者回線に限り提供します。</p> <p>(2) 当社は、この機能の利用に関して、インターネットに係る電気通信設備(当社が設置するものを除きます。)の通信の品質を保証しま</p>

		<p>せん。</p> <p>(3) 当社は、この機能を利用した場合に生じた情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとしします。</p> <p>(4) 本機能は第18条（付加機能の廃止）（2）及び第20条（地位の承継があった場合の取り扱い）は適用となりません。</p> <p>(5) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
--	--	--

別記

1 端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

技術基準等
端末設備規則（昭和60年郵政省令第31号）

2 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 （1）政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 （2）発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
3 通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース（（1）欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

3 契約者の禁止行為

- （1）当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- （2）他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- （3）他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- （4）他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- （5）他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- （6）他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- （7）他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- （8）猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- （9）無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- （10）インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- （11）有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- （12）売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- （13）他人を欺き錯誤等に陥れ、他人のID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為
- （14）犯罪行為またはそれを誘発もしくは扇動する行為
- （15）その他法令に違反する行為
- （16）（1）から（15）までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為
- （17）特定事業者約款で禁止されている行為
- （18）その他、当社が不適切と判断する行為

(19) DISMSIM契約者は、契約者回線をDISMSIM契約者以外の者に再販売もしくは提供することはできません。

4 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

5 端末設備に異常がある場合などの検査

(1) 当社は、契約者回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、DISMSIM契約者に、その端末設備の接続が技術基準などに適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、DISMSIM契約者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

(2) 当社の係員は、(1)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

(3) DISMSIM契約者は、(1)の検査を行った結果、端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

6 自営電気通信設備に異常がある場合などの検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記5の規定に準じて取り扱います。

7 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い

(1) DISMSIM契約者は、契約者回線に接続されている端末設備（移動無線装置に限ります。以下この別記7において同じとします。）について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう修理などを行っていただきます。

(2) 当社は、(1)の修理などが完了したときは、電波法の規定に基づく検査などを受けるものとし、DISMSIM契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。

(3) DISMSIM契約者は、(2)の検査などの結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

8 端末設備の電波法に基づく検査

別記7に規定する検査のほか、端末設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取り扱いについては、別記7の(2)および(3)の規定に準ずるものとしします。

9 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取り扱いについては、別記7の規定に準ずるものとしします。

10 自営電気通信設備の電波法に基づく検査

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取り扱いについては、別記8の規定に準ずるものとします。

11 自営端末機器の接続

- (1) DISM SIM契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末機器（DISM SIM通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、以下この別記11において同じとします。）を接続するときは、当社所定の書面により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が別記1の技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が(2)アの技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) 当社の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (5) DISM SIM契約者が、その端末設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。
- (6) DISM SIM契約者は、その契約者回線への端末設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

12 自営電気通信設備の接続

- (1) DISM SIM契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあつては、DISM SIM通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、以下この別記12において同じとします。）を接続するときは、当社所定の書面により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が別記1の技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社または携帯電話事業者の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) 当社の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その契約者回線への自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

13 検査などのための端末設備の持込み

DISM SIM契約者は、次の場合には、その端末設備（移動無線装置に限ります。）もしく

は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、当社が指定した期日にDISM SIM通信サービス取扱所または当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 別記5または12の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。
- (2) 電波法に基づく端末設備または自営電気通信設備の検査を受けるとき。

14 各クレジット会社

各クレジット会社
1 株式会社ジェーシービー（以下JCBとといいます。）又は同社の提携する会社若しくは組織が、JCBの定めるところにより発行するクレジットカード
2 ビザ・ジャパン協会に加盟する会社又は組織が、VISA International Service Association（以下VISAとといいます。）の定めるところにより発行するクレジットカード
3 オムニカード協会に加盟する会社又は組織が、Master Card International Incorporated（以下マスターカードとといいます。）の定めるところにより発行するクレジットカード
4 ユーシーカード株式会社又は同社の提携する会社若しくは組織が、VISA又はマスターカードの定めるところにより発行するクレジットカード
5 American Express International Incorporated（以下AMEXとといいます。）又は当社がその決済を代行する会社若しくは組織が、AMEXの定めるところにより国内で発行するクレジットカード
6 株式会社クレディセゾン又は当社がその決済を代行する会社若しくは組織が、VISA又はマスターカードの定めるところにより発行するクレジットカード

15 電話番号案内

当社は、別に定める電話番号案内事業者が提供する電話番号案内への接続（以下「電話番号案内接続」といいます。）により電話番号を案内します。ただし、電話帳への掲載を省略されているものについては、この限りではありません。

16 電話番号案内接続に係る通話料の支払義務等

- (1) 電話番号案内接続に係る通話を行った契約者回線の契約者は、料金表第2（通信料）に規定する電話番号案内料および電話番号案内接続に係る通話料の支払いを要します。
- (2) 当社は、電話番号案内料を通話料とみなして取り扱います。

17 DISM SIM通信サービスの利用の一時中断

当社は、DISM SIM契約者から当社所定の方法により請求があったときは、DISM SIM通信サービスの利用の一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなくDISM SIM通信サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

料金表

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第42条（料金及び工事に関する費用）及び第43条（基本使用料等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

(1) DISM SIM通信サービスの種類	ア DISM SIM通信サービスは次の種類があります。	
	基本使用料の種類	内容
	DISM SBM	ソフトバンク株式会社の電気通信回線を利用した電気通信サービス
	DISM KDDI	KDDI株式会社の電気通信回線を利用した電気通信サービス
	DISM JCI	日本通信株式会社の電気通信回線を利用した電気通信サービス
	DISM I I J	株式会社インターネットイニシアティブの電気通信回線を利用した電気通信サービス
	DISM UM	株式会社U-NEXTの電気通信回線を利用した電気通信サービス。別に定める「DISmobile Powered by U-mobileサービス約款に従う。URL： https://www.dismobile.jp/agreement/pdf/umobile_yakkan.pdf
	DISM eSIM MNETS	丸紅ネットワークソリューションズ株式会社の電気通信回線を利用した電気通信サービス
(1) DISM SBMには、次のタイプがあります。		
タイプ	内容	
デュアルタイプ	通話およびデータ通信が利用可能なもの	
シングルタイプ	データ通信のみ利用可能なもの	
(2) DISM KDDIには、次のタイプがあります。		
タイプ	内容	
シングルタイプ	データ通信のみ利用可能なもの	
(3) DISM JCIには、次のタイプがあります。		
タイプ	内容	
デュアルタイプ	通話およびデータ通信が利用可能なもの	
シングルタイプ	データ通信のみ利用可能なもの	
(4) DISM I I Jには、次のタイプがあります。		
タイプ	内容	
シングルタイプ	データ通信のみ利用可能なもの	
(5) DISM eSIM MNETSには、次のタイプがあります。		
タイプ	内容	
シングルタイプ	データ通信のみ利用可能なもの	
イ DISM SIM契約者は、アに規定するDISM SIM通信サービス		

	<p>の種類・タイプについては、そのDISM SIM契約の申込みと同時に料金表第1（基本使用料）1（適用）（3）の中から選択していただきます。</p>																																												
<p>（2）DISM SIM通信サービスの基本使用料の適用</p>	<p>ア 当社は、2（料金額）に規定する料金種別の基本データ容量により基本使用料を適用します。</p> <p>イ 基本データ容量とは当社が料金表第2（通信料）に定める通信の帯域の制限を受けずに利用可能な通信量をいいます。ただし、その通信の帯域の制限が、第34条（通信の利用を制限する措置）第3項に規定する制限の場合は、この限りではありません。</p> <p>イ DISM SIM契約者は、利用に先立って基本データ容量のいずれかを選択いただきます。</p> <p>ウ DISM SIM契約者は、その利用するDISM SIM通信サービスの種類又はデュアルタイプ、シングルタイプへの相互間の変更をすることはできません。</p> <p>エ DISM SIM契約者は、その利用するDISM SIM通信サービスの料金種別の相互間の変更をすることはできません。</p>																																												
<p>（3）基本使用料の料金種別の選択</p>	<p>ア 基本使用料には、DISM SIM通信サービスの種類及びタイプに応じて、次の料金種別があります。</p> <p>（1）デュアルタイプに係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の種類</th> <th>料金種別</th> <th>月間基本データ容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">DISM SBM</td> <td>音声+D 5GB月額</td> <td>5GB</td> </tr> <tr> <td>音声+D 20GB月額</td> <td>20GB</td> </tr> <tr> <td>音声+D 5GB年額</td> <td>5GB</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">DISM JCI</td> <td>PHONE+DATA 03月額</td> <td>3GB</td> </tr> <tr> <td>PHONE+DATA 10月額</td> <td>10GB</td> </tr> <tr> <td>DISM JCI P HONE+DATA 2 5月額</td> <td>25GB</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）シングルタイプに係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の種類</th> <th>料金種別</th> <th>月間基本データ容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">DISM SBM</td> <td>データ 5GB月額</td> <td>5GB</td> </tr> <tr> <td>データ 5GB年額</td> <td>5GB</td> </tr> <tr> <td>データ 20GB月額</td> <td>20GB</td> </tr> <tr> <td>データ 20GB年額</td> <td>20GB</td> </tr> <tr> <td>データ 50GB年額</td> <td>50GB</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">DISM KDDI</td> <td>データ 3GB年額</td> <td>3GB</td> </tr> <tr> <td>データ 3GB月額</td> <td>3GB</td> </tr> <tr> <td>データ 5GB年額</td> <td>5GB</td> </tr> <tr> <td>データ 5GB年額</td> <td>5GB</td> </tr> <tr> <td>データ 7GB月額</td> <td>7GB</td> </tr> <tr> <td>データ 7GB年額</td> <td>7GB</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の種類	料金種別	月間基本データ容量	DISM SBM	音声+D 5GB月額	5GB	音声+D 20GB月額	20GB	音声+D 5GB年額	5GB	DISM JCI	PHONE+DATA 03月額	3GB	PHONE+DATA 10月額	10GB	DISM JCI P HONE+DATA 2 5月額	25GB	基本使用料の種類	料金種別	月間基本データ容量	DISM SBM	データ 5GB月額	5GB	データ 5GB年額	5GB	データ 20GB月額	20GB	データ 20GB年額	20GB	データ 50GB年額	50GB	DISM KDDI	データ 3GB年額	3GB	データ 3GB月額	3GB	データ 5GB年額	5GB	データ 5GB年額	5GB	データ 7GB月額	7GB	データ 7GB年額	7GB
基本使用料の種類	料金種別	月間基本データ容量																																											
DISM SBM	音声+D 5GB月額	5GB																																											
	音声+D 20GB月額	20GB																																											
	音声+D 5GB年額	5GB																																											
DISM JCI	PHONE+DATA 03月額	3GB																																											
	PHONE+DATA 10月額	10GB																																											
	DISM JCI P HONE+DATA 2 5月額	25GB																																											
基本使用料の種類	料金種別	月間基本データ容量																																											
DISM SBM	データ 5GB月額	5GB																																											
	データ 5GB年額	5GB																																											
	データ 20GB月額	20GB																																											
	データ 20GB年額	20GB																																											
	データ 50GB年額	50GB																																											
DISM KDDI	データ 3GB年額	3GB																																											
	データ 3GB月額	3GB																																											
	データ 5GB年額	5GB																																											
	データ 5GB年額	5GB																																											
	データ 7GB月額	7GB																																											
	データ 7GB年額	7GB																																											

	DISM KDDI	データ 20GB月額	20GB
		データ 20GB年額	20GB
		データ 50GB月額	50GB
		データ 50GB年額	50GB
	DISM JCI	データ 3GB月額	3GB
		データ 3GB年額	3GB
		データ 10GB月額	10GB
		データ 10GB年額	10GB
		データ 25GB月額	25GB
		データ 25GB年額	25GB
		データ使い放題（低速版）年額	制限なし
	DISM IIJ	データ 1GB年額	1GB
		データ 3GB年額	3GB
		データ 5GB年額	5GB
		データ 10GB年額	10GB
		データ 20GB年額	20GB
	DISM eSIM MNETS	データ 5GB年額	5GB
		データ 10GB年額	10GB
		データ 30GB年額	30GB
		データ 50GB年額	50GB
<p>イ DISM SIM契約者は、DISM SIM契約の申込みに際して、基本使用料の料金種別を選択していただきます。</p> <p>ウ DIS SIM契約者は基本使用料の料金種別で年額を選択する場合は、予めDIS mobileパッケージを購入いただきます。</p>			

2 料金額

(1) デュアルタイプに係るもの料金表の()内の金額は消費税込の金額)

基本使用料の種類	料金種別	単位	基本使用料金額
DISM SBM	音声+D5G月額	1契約回線毎に月額	3,680円 (4,048円)
	音声+D20G月額	1契約回線毎に1年額	4,680円 (5,148円)
	音声+D5G年額	1契約回線毎に1年額	オープン
	音声+D5GB年額について、基本使用料金額はオープンプライスとなります。		
DISM JCI	PHONE+DATA 03月額	1契約回線毎に月額	1,690円 (1,859円)
	PHONE+DATA 10月額	1契約回線毎に月額	2,400円 (2,640円)
	PHONE+DATA 25月額	1契約回線毎に月額	3,080円 (3,388円)

(2) シングルタイプに係るもの

基本使用料の種類	料金種別	単位	基本使用料金額 (消費税込額)
DISMSBM	データ 5GB月額	1 契約回線毎に月額	1,680円 (1,848円)
	データ 20GB月額	1 契約回線毎に月額	2,980円 (3,278円)
	データ 5GB年額	1 契約回線毎に1年額	オープン
		1 契約回線毎に2年額	オープン
	データ 20GB年額	1 契約回線毎に1年額	オープン
		1 契約回線毎に2年額	オープン
	データ 50GB年額	1 契約回線毎に1年額	オープン
1 契約回線毎に2年額		オープン	
データ5GB年額、データ20GB年額、データ50GB年額について、基本使用料金額はオープンプライスとなります。			
DISMKDDI	データ 3GB月額	1 契約回線毎に月額	980円 (1,078円)
	データ 3GB年額	1 契約回線毎に1年額	オープン
		1 契約回線毎に2年額	オープン
	データ 5GB月額	1 契約回線毎に月額	1,280円 (1,408円)
	データ 5GB年額	1 契約回線毎に1年額	オープン
		1 契約回線毎に2年額	オープン
	データ 7GB月額	1 契約回線毎に1年額	1,680円 (1,848円)
	データ 7GB年額	1 契約回線毎に1年額	オープン
		1 契約回線毎に2年額	オープン
	データ 20GB月額	1 契約回線毎に月額	2,280円 (2,508円)
	データ 20GB年額	1 契約回線毎に1年額	オープン
		1 契約回線毎に2年額	オープン
		1 契約回線毎に5年額	オープン
	データ 50GB月額	1 契約回線毎に月額	3,480円 (3,828円)
データ 50GB年額	1 契約回線毎に1年額	オープン	
	1 契約回線毎に2年額	オープン	
データ3GB年額、データ5GB年額、データ7GB年額、データ20GB年額、データ50GB年額について、基本使用料金額はオープンプライスとなります。			
DISMJCI	データ 3GB年額	1 契約回線毎に1年額	オープン

		1 契約回線毎に 2 年額	オープン
	データ 10GB 年額	1 契約回線毎に 1 年額	オープン
		1 契約回線毎に 2 年額	オープン
	データ 25GB 年額	1 契約回線毎に 1 年額	オープン
		1 契約回線毎に 2 年額	オープン
	データ使い放題 (低速版) 年額	1 契約回線毎に 1 年額	オープン
		1 契約回線毎に 2 年額	オープン
	データ 3GB 年額、データ 10GB 年額、データ 25GB 年額、データ使い放題 (低速版) 年額について、基本使用料金額はオープンプライスとなります。		
DISM I I J	データ 1GB 年額	1 契約回線毎に 1 年額	オープン
	データ 1GB 年額 (固定IP付)	1 契約回線毎に 1 年額	オープン
	データ 3GB 年額	1 契約回線毎に 1 年額	オープン
	データ 3GB 年額 (固定IP付)	1 契約回線毎に 1 年額	オープン
	データ 5GB 年額	1 契約回線毎に 1 年額	オープン
	データ 5GB 年額 (固定IP付)	1 契約回線毎に 1 年額	オープン
	データ 10GB 年額	1 契約回線毎に 1 年額	オープン
	データ 10GB 年額 (固定IP付)	1 契約回線毎に 1 年額	オープン
	データ 20GB 年額	1 契約回線毎に 1 年額	オープン
	データ 20GB 年額 (固定IP付)	1 契約回線毎に 1 年額	オープン
	データ 1GB 年額、データ 3GB 年額、データ 5GB 年額、データ 10GB、データ 20GB 及び各料金種別に固定 IP を付与したものについて、基本使用料金額はオープンプライスとなります。		
	DISM eSIM MNETS	データ 5GB	1 契約回線毎に 1 年額
データ 10GB		1 契約回線毎に 1 年額	オープン
データ 30GB		1 契約回線毎に 1 年額	オープン
データ 50GB		1 契約回線毎に 1 年額	オープン
データ 5GB 年額、データ 10GB 年額、データ 30GB 年額、データ 50GB 年額について、基本使用料金額はオープンプライスとなります。			

第2 通信料

通信料の適用については、第44条（通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

1 適用

1-1 通話に係るもの

<p>(1) 契約者回線に係る通話料の適用</p>	<p>ア 次表の左欄に定める基本使用料の種類を適用を受けている契約者回線のDISMSIM契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線からの通話に関する料金の次表の右欄に定める部分について、その支払いを要しません。</p>			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基本使用料の種類</th> <th style="text-align: center;">支払を要しない料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">DISMSBM</td> <td style="text-align: center;">その契約者回線からの通話に関する料金</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の種類	支払を要しない料金	DISMSBM
基本使用料の種類	支払を要しない料金			
DISMSBM	その契約者回線からの通話に関する料金			
	<p>イ 当社は、アに定める基本使用料の種類を適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、アに定める取扱いを行わないものとします。</p> <p>（ア）第27条（利用停止）第1項第7号及び第8号に該当するとき。</p> <p>（イ）第70条（利用に係る契約者の義務）第1項第2号及び第3号に該当するとき。</p> <p>（ウ）その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。</p> <p>（エ）特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を現に得ているとき又はその恐れがあるとき。</p> <p>（オ）その契約者からエに定める協力を得られないとき。</p> <p>（カ）その契約者回線からの通話が、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（通話に係るものに限り、）を利用するための電気通信番号（当社が別に定めるものに限り、）をダイヤルして行われたものであるとき。</p> <p>（キ）その契約者回線からの通話が、特定の電気通信事業者の電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するものであるとき。</p> <p>（ク）その他当社の業務の遂行上支障が生じるおそれがあるとき。</p> <p>（ケ）当社の留守番電話の録音・再生・設定等のために当社が指定する電話番号への通話</p> <p>ウ 当社は、イに定める事由の有無を判断するために必要な調査等を行う場合があります。この場合において、契約者は、その調査等に協力していただきます。</p> <p>エ 契約者は、当社がエに定める調査等を行うにあたり、その契約者回線に係る通話の情報等（調査等に必要範囲に限り、）を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。</p>			

(2) SMS機能を利用した通信料の適用	ア SMS送信に関する料金については、SMS送信を通話とみなして2（料金額）を適用します。			
	イ アの規定にかかわらず、次のSMS送信については、2（料金額）に規定する支払いを要しません。 （ア）次表に定める基本使用料の種類を適用を受けている契約者回線からSMS送信に関する、次表の右欄に定める部分について、その支払いを要しません。			
	<table border="1"> <tr> <th>基本使用料の種類</th> <th>支払を要しない料金</th> </tr> <tr> <td>DISMSBM</td> <td>ソフトバンク株式会社への電話網、データ通信網へのSMS送信</td> </tr> </table>	基本使用料の種類	支払を要しない料金	DISMSBM
基本使用料の種類	支払を要しない料金			
DISMSBM	ソフトバンク株式会社への電話網、データ通信網へのSMS送信			

1-2 データ通信に係るもの

(1) データ通信の適用	データ通信料の適用は、1料金月の課金対象データの総情報量について1,024バイトまでごとに1の課金対象データとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。																								
(2) 契約者回線に係るデータ通信利用の制限	<p>ア 当社は、DISMSIM通信サービスの契約者回線との間のデータ通信について、データ通信総量速度規制（その契約者回線との間のデータ通信に係る1料金月の課金対象データの総情報量（以下「累計課金対象データ量」といいます。）が次表に定める総量速度規制データ量を超えたことを当社または携帯電話事業者が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線との間のデータ通信の伝送速度をエに定める最高128~256Kbit/sに制限することをいいます。以下同じとします。）を行います。</p> <p>イ デュアルタイプに係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の種類／料金種別</th> <th>基本データ容量</th> <th>総量速度規制データ量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DISMSBM／音声+D5G月額</td> <td>5GB</td> <td>5,368,709,120バイト（5ギガバイト）</td> </tr> <tr> <td>DISMSBM／音声+D20G月額</td> <td>20GB</td> <td>21,474,836,480バイト（20ギガバイト）</td> </tr> <tr> <td>DISMSBM／音声+D20G年額</td> <td>20GB</td> <td>21,474,836,480バイト（20ギガバイト）</td> </tr> <tr> <td>DISMJCI／PHONE+DATA03月額</td> <td>3GB</td> <td>3,221,225,472バイト（3ギガバイト）</td> </tr> <tr> <td>DISMJCI／PHONE+DATA10月額</td> <td>10GB</td> <td>10,737,418,240バイト（10ギガバイト）</td> </tr> <tr> <td>DISMJCI／PHONE+DATA25月額</td> <td>25GB</td> <td>26,843,545,600バイト（25ギガバイト）</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ シングルタイプに係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の種類／</th> <th>基本データ</th> <th>総量速度規制データ量</th> </tr> </thead> </table>	基本使用料の種類／料金種別	基本データ容量	総量速度規制データ量	DISMSBM／音声+D5G月額	5GB	5,368,709,120バイト（5ギガバイト）	DISMSBM／音声+D20G月額	20GB	21,474,836,480バイト（20ギガバイト）	DISMSBM／音声+D20G年額	20GB	21,474,836,480バイト（20ギガバイト）	DISMJCI／PHONE+DATA03月額	3GB	3,221,225,472バイト（3ギガバイト）	DISMJCI／PHONE+DATA10月額	10GB	10,737,418,240バイト（10ギガバイト）	DISMJCI／PHONE+DATA25月額	25GB	26,843,545,600バイト（25ギガバイト）	基本使用料の種類／	基本データ	総量速度規制データ量
基本使用料の種類／料金種別	基本データ容量	総量速度規制データ量																							
DISMSBM／音声+D5G月額	5GB	5,368,709,120バイト（5ギガバイト）																							
DISMSBM／音声+D20G月額	20GB	21,474,836,480バイト（20ギガバイト）																							
DISMSBM／音声+D20G年額	20GB	21,474,836,480バイト（20ギガバイト）																							
DISMJCI／PHONE+DATA03月額	3GB	3,221,225,472バイト（3ギガバイト）																							
DISMJCI／PHONE+DATA10月額	10GB	10,737,418,240バイト（10ギガバイト）																							
DISMJCI／PHONE+DATA25月額	25GB	26,843,545,600バイト（25ギガバイト）																							
基本使用料の種類／	基本データ	総量速度規制データ量																							

料金種別	容量	
DISM SBM/ データ 5GB月額	5GB	5,368,709,120 バイト (5ギガバイト)
DISM SBM/ データ 5GB年額	5GB	5,368,709,120 バイト (5ギガバイト)
DISM SBM/ データ 20GB月額	20GB	21,474,836,480 バイト (20ギガバイト)
DISM SBM/ データ 20GB年額	20GB	21,474,836,480 バイト (20ギガバイト)
DISM SBM/ データ 50GB年額	50GB	53,687,091,200 バイト (50ギガバイト)
DISM KDDI/ データ 3GB月額	3GB	3,221,225,472 バイト (3ギガバイト)
DISM KDDI/ データ 3GB年額	3GB	3,221,225,472 バイト (3ギガバイト)
DISM KDDI/ データ 5GB月額	5GB	5,368,709,120 バイト (5ギガバイト)
DISM KDDI/ データ 5GB年額	5GB	5,368,709,120 バイト (5ギガバイト)
DISM KDDI/ データ 7GB月額	7GB	7,516,192,768 バイト (7ギガバイト)
DISM KDDI/ データ 7GB年額	7GB	7,516,192,768 バイト (7ギガバイト)
DISM KDDI/ データ 20GB月額	20GB	21,474,836,480 バイト (20ギガバイト)
DISM KDDI/ データ 20GB年額	20GB	21,474,836,480 バイト (20ギガバイト)
DISM KDDI/ データ 50GB月額	50GB	53,687,091,200 バイト (50ギガバイト)
DISM KDDI/ データ 50GB年額	50GB	53,687,091,200 バイト (50ギガバイト)
DISM JCI/ データ 3GB年額	3GB	3,221,225,472 バイト (3ギガバイト)
DISM JCI/ データ 10GB年額	10GB	10,737,418,240 バイト (10ギガバイト)
DISM JCI/ データ 25GB年額	25GB	26,843,545,600 バイト (25ギガバイト)
DISM JCI/デー タ使い放題 (低速版) 年額	—	—
DISM I I J/ データ 1GB年額	1GB	1,073,741,824 バイト (1ギガバイト)
DISM I I J/デー タ 1GB年額 (固定IP	1GB	1,073,741,824 バイト (1ギガバイト)

	付)		
	DISM I I J / データ 3GB年額	3GB	3,221,225,472 バイト (3ギガバイト)
	DISM I I J / データ 3GB年額 (固定IP付)	3GB	3,221,225,472 バイト (3ギガバイト)
	DISM I I J / データ 5GB年額	5GB	5,368,709,120 バイト (5ギガバイト)
	DISM I I J / データ 5GB年額 (固定IP付)	5GB	5,368,709,120 バイト (5ギガバイト)
	DISM I I J / データ 10GB年額	10GB	10,737,418,240 バイト (10ギガバイト)
	DISM I I J / データ 10GB年額 (固定IP付)	10GB	10,737,418,240 バイト (10ギガバイト)
	DISM I I J / データ 20GB年額	20GB	21,474,836,480 バイト (20ギガバイト)
	DISM I I J / データ 20GB年額 (固定IP付)	20GB	21,474,836,480 バイト (20ギガバイト)
	DISM eSIM MNETS / データ 5GB年額	5GB	5,368,709,120 バイト (5ギガバイト)
	DISM eSIM MNETS / データ 10GB年額	10GB	10,737,418,240 バイト (10ギガバイト)
	DISM eSIM MNETS / データ 30GB年額	30GB	32,212,254,720 バイト (30ギガバイト)
	DISM eSIM MNETS / データ 50GB年額	50GB	53,687,091,200 バイト (50ギガバイト)
エ 基本使用料の種類別の総量速度規制データ量を超えた場合の伝送速度			
	基本使用料の種類	総量速度規制データ量を超えた 場合の伝送速度 (最高値)	
	DISM SBM	128Kbit/s	
	DISM KDDI	128Kbit/s	
	DISM JCI	200Kbit/s	
	DISM I I J	256Kbit/s	
	DISM eSIM MNETS	128Kbit/s	

	オ データ通信総量速度規制に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。		
(3) データ通信に係る通信料の適用	<p>ア DISM SIM契約者は、基本使用料の料金種別の適用を受けている場合次表に定める契約者回線との間の通信について、2（料金額）に規定するデータ通信に係る通信料の支払いを要しません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DISM SBM 音声+D20G年額、DISM SBM データ 5GB月額および年額、DISM SBM データ 20GB月額および年額、DISM SBM データ 50GB月額および年額、DISM SBM データ 5GB月額および年額、DISM KDDI データ 3GB月額および年額、DISM KDDI データ 5GB月額および年額、DISM KDDI データ 7GB月額および年額、DISM KDDI データ 20GB月額および年額、DISM JCI データ 3GB年額、DISM JCI データ 10GB年額、DISM JCI データ 25GB年額、DISM IIJ データ 1GB年額（固定IP付も含む）、DISM IIJ データ 3GB年額（固定IP付も含む）、DISM IIJ データ 5GB年額（固定IP付も含む）、DISM IIJ データ 10GB年額（固定IP付も含む）、DISM IIJ データ 20GB年額（固定IP付も含む）、DISM eSIM MNETS データ 5GB年額、DISM eSIM MNETS データ 10GB年額、DISM eSIM MNETS データ 30GB年額、DISM eSIM MNETS データ 50GB年額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、契約者回線について、次のいずれかに該当すると当社または携帯電話事業者が判断した場合、アに定める取扱いを行わないものとします。 （ア）DISM SIM契約者が、当社が指定するアクセスポイント以外での通信を行ったとき （イ）その他当社の業務の遂行上支障が生じるおそれがあるとき。</p>	基本使用料の料金種別	DISM SBM 音声+D20G年額、DISM SBM データ 5GB月額および年額、DISM SBM データ 20GB月額および年額、DISM SBM データ 50GB月額および年額、DISM SBM データ 5GB月額および年額、DISM KDDI データ 3GB月額および年額、DISM KDDI データ 5GB月額および年額、DISM KDDI データ 7GB月額および年額、DISM KDDI データ 20GB月額および年額、DISM JCI データ 3GB年額、DISM JCI データ 10GB年額、DISM JCI データ 25GB年額、DISM IIJ データ 1GB年額（固定IP付も含む）、DISM IIJ データ 3GB年額（固定IP付も含む）、DISM IIJ データ 5GB年額（固定IP付も含む）、DISM IIJ データ 10GB年額（固定IP付も含む）、DISM IIJ データ 20GB年額（固定IP付も含む）、DISM eSIM MNETS データ 5GB年額、DISM eSIM MNETS データ 10GB年額、DISM eSIM MNETS データ 30GB年額、DISM eSIM MNETS データ 50GB年額
基本使用料の料金種別			
DISM SBM 音声+D20G年額、DISM SBM データ 5GB月額および年額、DISM SBM データ 20GB月額および年額、DISM SBM データ 50GB月額および年額、DISM SBM データ 5GB月額および年額、DISM KDDI データ 3GB月額および年額、DISM KDDI データ 5GB月額および年額、DISM KDDI データ 7GB月額および年額、DISM KDDI データ 20GB月額および年額、DISM JCI データ 3GB年額、DISM JCI データ 10GB年額、DISM JCI データ 25GB年額、DISM IIJ データ 1GB年額（固定IP付も含む）、DISM IIJ データ 3GB年額（固定IP付も含む）、DISM IIJ データ 5GB年額（固定IP付も含む）、DISM IIJ データ 10GB年額（固定IP付も含む）、DISM IIJ データ 20GB年額（固定IP付も含む）、DISM eSIM MNETS データ 5GB年額、DISM eSIM MNETS データ 10GB年額、DISM eSIM MNETS データ 30GB年額、DISM eSIM MNETS データ 50GB年額			
(4) テザリング利用機能の適用	<p>DISM SIM契約者は、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている場合その料金月のテザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サービス提供中の全てのDISM SIM通信サービス</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	サービス提供中の全てのDISM SIM通信サービス
基本使用料の料金種別			
サービス提供中の全てのDISM SIM通信サービス			

2 料金額

2-1 通話に係るもの

(1) DISM SBMに係るもの（料金表の()内の金額は消費税込の金額）

区分	単位	料金額（消費税込額）
通話料	ソフトバンクの3G通信約款および4G通信約款において定められた額と同額	

(2) DISM JCIにかかるもの（料金表の()内の金額は消費税込の金額）

区分	単位	料金額（消費税込額）
通話料	1契約回線毎	20円/30秒（22円/30秒）
テレビ電話などのデジタル通信	1契約回線毎	36円/30秒（39円/30秒）

2-2 電話番号案内に係るもの

(1) DISM SBMに係るもの(料金表の()内の金額は消費税込の金額)

区分	単位	料金額(消費税込額)
通話料	ソフトバンクの3G通信約款および4G通信約款において定められた額と同額	

2-3 SMS機能に係るもの

(1) DISM SBMに係るもの(料金表の()内の金額は消費税込の金額)

区分	単位	料金額(消費税込額)
通信料	ソフトバンクの3G通信約款および4G通信約款において定められた額と同額	

(2) DISM JCIにかかるもの(料金表の()内の金額は消費税込の金額)

区分	単位	料金額(消費税込額)
SMSオプション利用料	1契約回線毎に月額	150円(165円)
SMS送信料	1契約回線毎に1送信	国内から国内 3円~30円(3円~33円) 国内から海外 50円~500円(※) 海外から 100円(※) (※)課税対象外

2-4 転送電話(音声サービスのみ対応)

(1) DISM SBMに係るもの(料金表の()内の金額は消費税込の金額)

区分	単位	料金額(消費税込)
自動着信転送機能	3G通信約款および4G通信約款において定められた額と同額	

(2) DISM JCIにかかるもの(料金表の()内の金額は消費税込の金額)

区分	単位	料金額(消費税込)
転送電話	1契約回線毎に月額	0円(0円) ただし、2-1(2)の通話料が別途発生します。

2-5 国際ローミング(音声サービスのみ対応)

(1) DISM JCIにかかるもの(料金表の()内の金額は消費税込の金額)

区分	単位	料金額(消費税込額)
国際ローミング	1契約回線毎に月額	0円(0円) ただし通話料金は別途必要

2-6 国際電話(音声サービスのみ対応)

(1) DISM JCIにかかるもの(料金表の()内の金額は消費税込の金額)

区分	単位	料金額(消費税込額)
国際電話	1契約回線毎に月額	0円(0円) ただし通話料金は別途必要

2-7 迷惑電話ストップサービス(音声サービスのみ対応)

(1) DISM JCIにかかるもの(料金表の()内の金額は消費税込の金額)

区分	単位	料金額(消費税込額)
迷惑電話ストップサービス	1契約回線毎に月額	0円(0円)

2-8 テザリング利用機能に係るもの（料金表の()内の金額は消費税込の金額）

区分	料金額（消費税込額）
テザリング利用機能	500円（550円）

第3 解除料

1 適用

解除料の適用については、第45条（解除料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

契約解除料の適用	DISM SIM契約者は、更新日の属する料金月及びその翌料金月以外の日や当社が定める利用期間（最低利用期間）に満たない期間にDISM SIM契約の解除があったときは、当社がやむを得ないと認める場合を除き、2（料金額）に規定する料金の支払いを要します。ただし、次に定めるときに該当する場合は、契約解除手数料の支払いを要しません。			
	基本使用料の種類／料金種別	適用期間		
	DISM SBM／音声＋D5G月額・音声＋D20G月額・データ5GB月額・データ20GB月額	ア 更新月（満了月の翌月）に契約の解除があったとき	イ そのサービスを適用開始した日の属する料金月の翌料金月（イの規定により更新されたものであるときはその更新月とします。）から起算して次表に定める適用月数が経過することとなる料金月（以下この欄において「満了月」といいます。）の末日をもって適用期間が満了します。	
				タイプ
		デュアルタイプ		12料金月
		シングルタイプ	12料金月	
	ウ 2022年7月1日以降にご利用開始の場合利用開始月の翌月以降			
DISM KDDI／データ3GB月額・データ5GB月額・データ7GB月額・データ20GB月額・データ50GB月額	ア 利用開始月とその翌月末までを初月とし、最低利用期間12ヶ月間を経過した場合（13ヶ月目以降）	イ 2022年7月1日以降にご利用開始の場合利用開始月の翌月以降		
DISM JCI／PHONE＋DATA03月額・PHONE＋DATA10月額・PHONE＋DATA25月額	ア 課金開始月を初月とし、最低利用期間3ヶ月間を経過した場合（4ヶ月目以降）	イ 2022年7月1日以降にご利用開始の場合利用開始月の翌月以降		

2 料金額（料金表の（）内の金額は消費税込の金額）

区分	ご利用開始年月日	料金額（消費税込額）
DISMSBM	2022年6月30日まで	9,500円（10,450円）
	2022年7月1日以降	各料金プランの1契約回線毎の月額
DISMKDDI	2022年6月30日まで	9,500円（10,450円）
	2022年7月1日以降	各料金プランの1契約回線毎の月額
DISMJCI	2022年6月30日まで	3,000円（3,300円）
	2022年7月1日以降	各料金プランの1契約回線毎の月額

第4 手続きに関する料金

手続きに関する料金の適用については、第47条（手続きに関する料金の支払義務）の規定のほか、次のとおりとします。（料金表の（）内の金額は消費税込の金額）

区分		単位	料金額 （消費税込額）
契約事務 手数料	DISMSIM契約の申し込みを行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金額。 ただし、そのDISMSIM契約の申し込みが、当社が別に定める態様に該当するときは、契約事務手数料の支払いを要しません。	1契約ごと	3,000円 （3,300円）
SIMカード再発行手数料	DISMSIM契約者より、SIMカードの紛失、盗難または毀損その他の理由により新たなSIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金額。ただし、その請求が、当社が別に定める態様に該当するときは、SIMカード再発行手数料の支払いを要しません。 eSIMのプロファイル情報（QRコード）の再発行も本内容に含みます。	1契約ごと	3,000円 （3,300円）
MNP転 出手数料	DISMJCI PHONE+DATA03月額／PHONE+DATA10月額／PHONE+DATA25月額に限り、MNPにより他の事業者へ転出することができ、その手続きが完了した際に発生する手数料の支払いを要します。	1契約ごと	0円 （0円） 2021年 4月1日より

第5 付随サービスに関する料金

付随サービスに関する料金の適用については、第62条（付随サービス）に規定するほか、次のとおりとします。（料金表の（）内の金額は消費税込の金額）

区分	単位	料金額 （消費税込額）
----	----	----------------

請求書発行手数料	DISM SIM契約者から請求があったときは、DISM SIM契約に基づき支払いを要する額を記載した書面を発行し、その承諾を受けたとき支払いに要する料金額。	発行1回ごとに	100円 (110円)
支払明細書発行手数料・支払証明書	DISM SIM契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その支払証明書（そのDISM SIM契約者に係る料金その他の債務が既に支払われた旨の証明書をいいます。）を発行し、その承諾を受けたとき支払いに要する料金額。	発行1回ごとに	400円 (440円)
利用明細発行手数料	DISM SIM契約者からの請求により、そのDISM SIM通信サービスに係る料金の通知・お知らせなどの発行を受けたときに支払いを要します料金額。	発行1回ごとに	100円 (110円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の発行手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

第6 窓口支払手数料

1 適用

窓口支払手数料の適用については、第50条（窓口支払手数料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

窓口支払手数料の適用	
(1) 適用除外	料金等の適用4（料金等の支払い）（3）（ア）による払込票の発行については、2回まで窓口支払手数料の支払いを要しません。

2 料金額

払込票1通ごとに（料金表の（）内の金額は消費税込の金額）

区分	料金額（消費税込額）
窓口支払手数料	150円（165円）

第7 督促手数料

督促手数料に関する料金の適用については、第51条（支払手数料の支払義務）の支払い義務の規定によるほか、次のとおりとします。（料金表の（）内の金額は消費税込の金額）

区分	単位	料金額（消費税込額）
督促手数料	1支払督促ごとに	300円 (330円)
DISM SIM契約者は、当社又は料金回収会社が督促通知（料金その他の債務の支払いを求める行為であって、当社が行う会員契約の解除の予告を伴うものをいいます。以下同じとします。）を行った場合に、その支払期日を経過してもなお支払いがなかったときに支払いを要する料金額。		

第8 ユニバーサルサービス料に関する料金

区分	料金額（消費税込額）
ユニバーサルサービス料	契約期間問わず可変 ※

※当該利用月のユニバーサルサービス料については、当社ホームページ「DIS mobile 各種サービスに於けるユニバーサルサービス料と電話リレーサービス料について

(https://www.dismobile.jp/agreement/pdf/dism_universal_service.pdf)」を参照ください。

※料金種別が年額のサービスについては毎月のお支払いは発生いたしません

第9 電話リレーサービス料に関する料金

区分	料金額（消費税込額）
電話リレーサービス料	契約期間問わず可変 ※

※当該利用月の電話リレーサービス料については、当社ホームページ「DIS mobile 各種サービスに於けるユニバーサルサービス料と電話リレーサービス料について

(https://www.dismobile.jp/agreement/pdf/dism_universal_service.pdf)」を参照ください。

※料金種別が年額のサービスについては毎月のお支払いは発生いたしません

第10 工事費

区分	料金額（消費税込額）
工事費	別に算定する実費とします。

附 則（20-DISMSIM推-01号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和2年7月1日から実施します。
- 2 この改定により以下の内容を改めます。
 - （1）2020年6月30日時点で提供中のDISM通信サービス（DISM KDDI、DISM SBM、DISM JCI、DISM I I Jをこの約款へ集約。
ただし、DISM UM、DISM LTE（a）、その他については各サービス約款を有効とする。
【掲載URL】
DISM UM : https://www.dismobile.jp/agreement/pdf/umobile_yakkan.pdf
DISM LTE（a） : https://www.dismobile.jp/agreement/pdf/ltea_yakkan.pdf
 - （2）2020年7月1日に開始した、DISM OCNの追加
- 3 この改定規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則（20-DISMSIM推-02号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和2年7月15日から実施します。
- 2 この改定により以下の内容を改めます。
 - （1）2020年7月15日に開始した、DISM KDDI新サービスとして、月間基本容量50GB及び料金種別の年額に対する単位に2年額を追加。
- 3 この改定規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則（20-DISMSIM推-03号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和2年9月1日から実施します。（第3版）
- 2 この改定により以下の内容を改めます。
 - （1）2020年7月15日に追加、DISM KDDIの月額版の解除料を修正。
- 3 この改定規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとしますが、改定時点ので契約該当はございません。

附 則（20-DISMSIM推-04号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和2年11月2日から実施します。（第4版）
- 2 この改定により以下の内容を改めます。
 - （1）2020年11月2日に開始した新サービス、DIS mobile eSIM Powered by 丸紅ネットワークソリューションズ（略称：DISM eSIM MNETS）を追加。
- 3 この改定規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則（20-DISMSIM推-05号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和2年12月9日から実施します。（第5版）
- 2 この改定により以下の内容を改めます。
 - （1）第77条（サービスの終了）第3項として、DISMSIMパッケージによる利用者中のサービスが終了した場合の対応を追加。
 - （2）DISMKDDIの20GB新サービスとして5年額を追加
 - （3）料金表内に消費税込の金額を記載。総額表示義務への対応。
- 3 この改定規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則（20-DISMSIM推-06号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和3年3月25日から実施します。（第6版）
- 2 この改定により以下の内容を改めます。
 - （1）料金表内に消費税込の金額を記載。総額表示義務への対応。一部対応漏れ。
- 3 この改定規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則（21-DISMSIM推-01号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和3年8月2日から実施します。（第7版）
- 2 この改定により以下の内容を改めます。
 - （1）令和3年7月度より電話リレーサービス料の適用開始に伴い、第49条の2、料金表第9を追加
 - （2）DISMOCNサービスの停止に伴い、料金表など関連事項を削除
 - （3）令和3年8月より新サービスとして、DISMJCIデータ年額に2年額を追加
- 3 この改定規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則（22-DISMSIM推-01号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。（第8版）
- 2 この改定により以下の内容を改めます。
 - （1）令和4年7月1日以降に、DISMSBM、DISMKDDI、DISMJCIの月額サービスを適用開始した場合の解除料を改定
- 3 この改定規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。